

三井住友DS・ 外国株式インデックス年金ファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月26日に関東財務局長に提出しており、2024年2月27日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 猿田 隆
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド
以下「当ファンド」といいます。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2兆5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「外株イン年金」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年2月27日から2024年8月28日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替

機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- 受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- 振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、外国株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、外国の株式等に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ロ 当ファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。詳細については、後述の「2 投資方針」をご参照ください。
- ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他の指数 (MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース))	目論見書または信託約款において、MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース) の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内	株式 債券	インデックス型
	海外	不動産投信	
	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本 北米	ファミリーファンド	あり	日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	欧州 アジア オセアニア 中南米			
不動産投信	()	アフリカ			
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCIコクサイ・イ ンデックス(配当込 み、円換算ベー ス))
資産複合 () 資産配分固定 型 資産配分変更 型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年6月28日 信託契約締結、設定、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

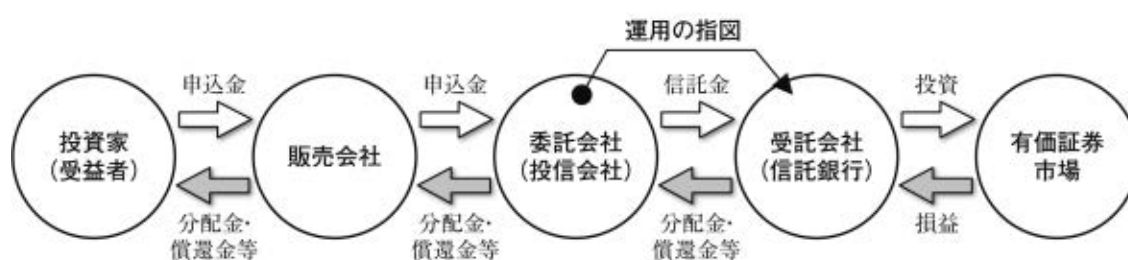
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2023年12月29日現在）

(ロ) 会社の沿革

- 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
- 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

- 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
- 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

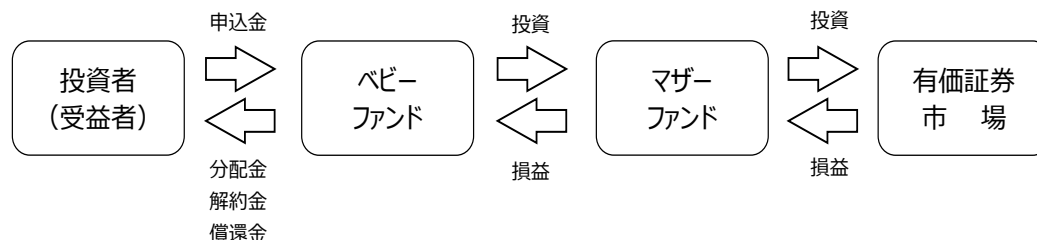
(ハ) 大株主の状況

(2023年12月29日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、外国の株式等に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。

ロ 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、外国の株式等に投資することにより実質的に以下の運用を行います。

(イ) MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。

(ロ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(ハ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国・地域の株式等に投資します。

先物取引およびオプション取引等を利用することがあります。

2

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。



MSCIコクサイ・インデックスとは

MSCI Inc.が発表するインデックスで、世界の株式市場の動きを示す代表的な指標です。日本を除く世界の主要先進国・地域の株式市場を投資対象とする際に、運用目標や運用評価の基準（ベンチマーク）として、広く採用されています。

3

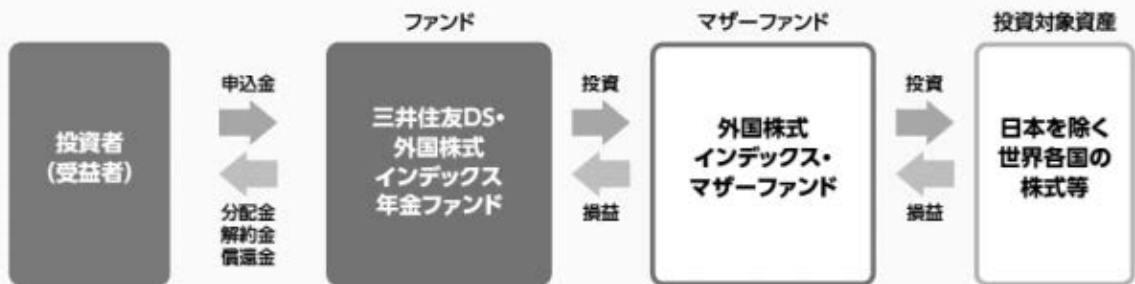
実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

基準価額は為替変動の影響を受けます。

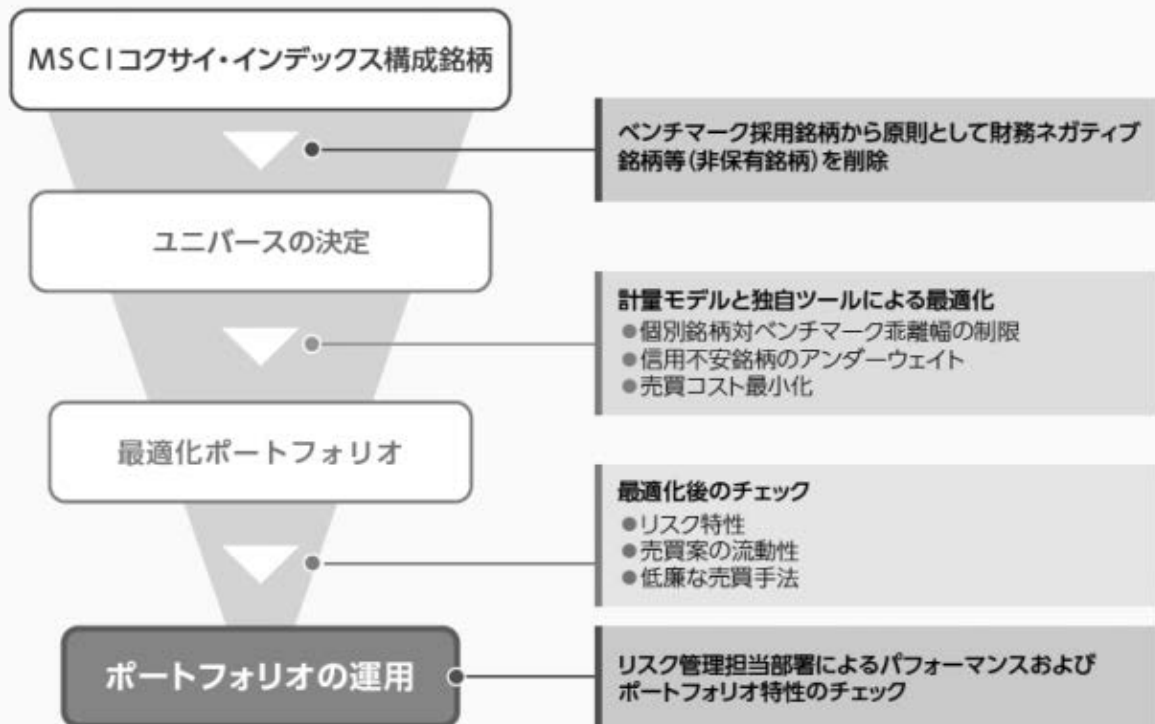
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

□ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



運用プロセス



最適化(法)とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるようにインデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

MSCIコクサイ・インデックスの著作権など

当ファンドは、MSCI INC. (以下「MSCI」といいます。)、その関連会社、情報提供会社またはMSCI INDEXの編集または計算に関連するその他の第三者(総称して「MSCI当事者」といいます。)が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。

MSCI INDEXは、MSCIの専有財産です。

MSCIおよびMSCI INDEXの名称は、MSCIもしくはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特

定の目的のための使用について許可されているものです。

いかなる MSCI 当事者も、委託会社、受益者、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、当ファンドへの投資、もしくは MSCI INDEX が対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。

MSCI もしくは関連会社は、当ファンド、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体とは無関係に MSCI が決定、構成、計算する MSCI INDEX に関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。

いかなる MSCI 当事者も、MSCI INDEX について決定、構成または計算するにあたり、委託会社または受益者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。

いかなる MSCI 当事者も、当ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、当ファンドの償還価格および数式の決定および算定に参加しておらず、かつその責任を負いません。

さらに、いかなる MSCI 当事者も、当ファンドの運営、マーケティング、またはオファリングに関連して、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。

MSCI は、MSCI が信頼できると考える情報源から MSCI INDEX の算出に使用するための情報を入手するものとしませんが、いずれの MSCI 当事者も、MSCI INDEX またはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。

MSCI 当事者は、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体が MSCI INDEX もしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・黙示の保証をしません。

MSCI 当事者は、MSCI INDEX もしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。

さらに、MSCI 当事者は、いかなる種類の明示・黙示の保証責任も負わず、MSCI INDEX もしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなる MSCI 当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、およびその他の損害（逸失利益を含む）について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 約束手形
4. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

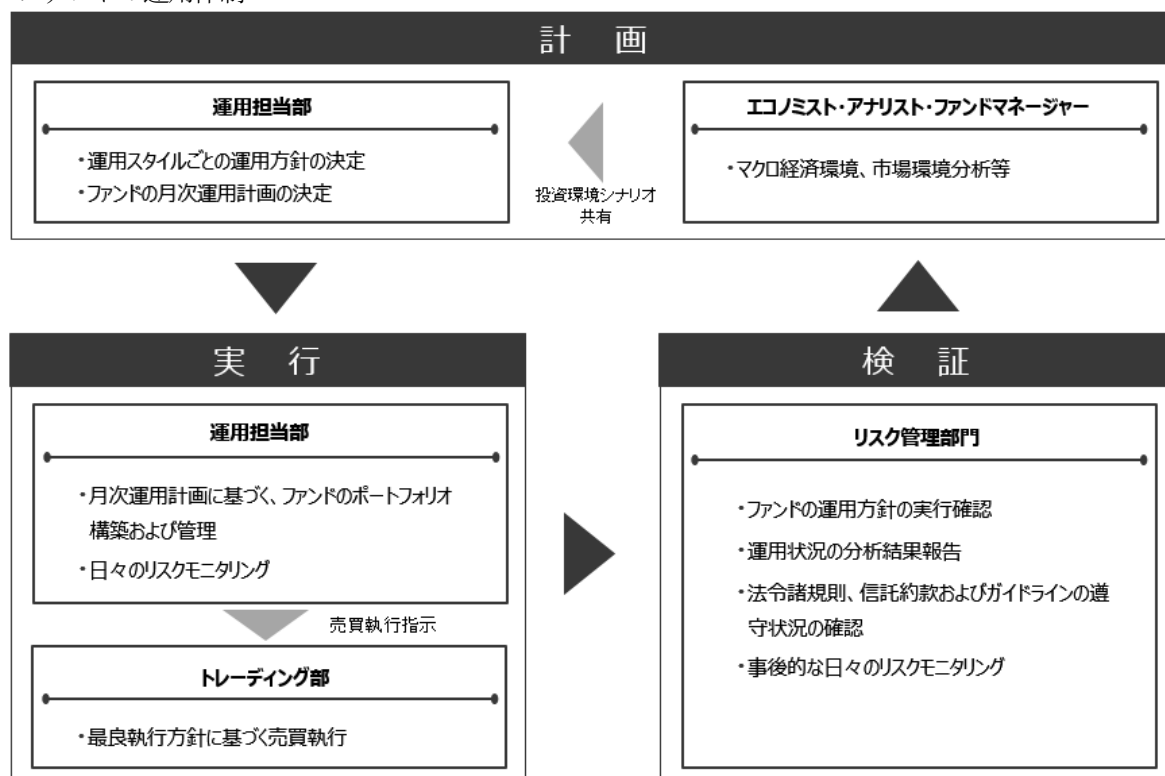
委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4) 【分配方針】

年1回（原則として毎年11月30日。ただし、休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

(5) 【投資制限】

I ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ 株式への実質投資割合には制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

ロ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

II ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 信用取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避す

るため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先

渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- (二) 上記 (ハ) においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (リ) 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記 (イ) の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ル 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ヲ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

Ⅲ 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：外国株式インデックス・マザーファンドの投資方針等)

(1) 投資方針等

- イ 基本方針
主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
ポートフォリオの作成にあたっては、原則として投資不適格銘柄および低流動性銘柄を除外した上で、マルチファクターモデルを活用した最適化法により推定トラッキングエラーの低減のみならず、制約条件を加えることで実績トラッキングエラーを抑えることを目指してポートフォリオを構築します。MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）との連動性を随時チェックし、必要に応じてマルチファクターモデルを使用してポートフォリオのリバランスを行います。
- ロ 投資態度
- (イ) 主として世界各国の株式に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きと連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行わないものとします。
- (ハ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

- イ 投資対象とする資産の種類
前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。
- ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 5. コマーシャル・ペーパー
 6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 11. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
 12. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 13. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- ハ 投資対象とする金融商品
- 前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ニ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ホ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3 【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ハ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ニ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ホ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
- ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

(ロ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、

その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ハ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

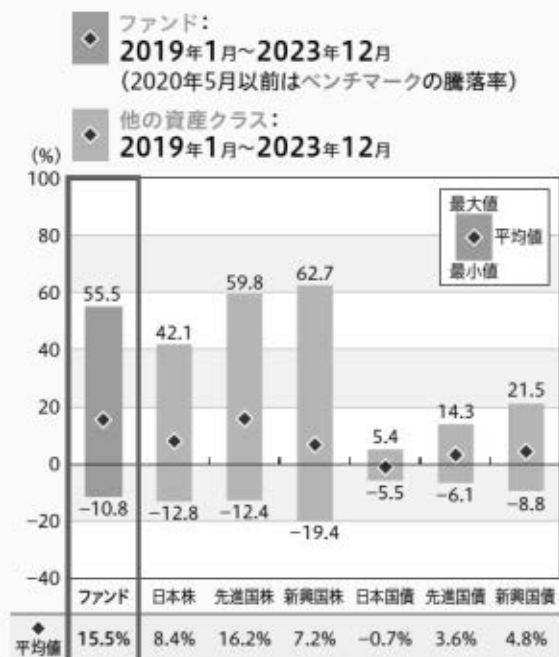
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。
※ファンドのベンチマークはMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)です。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPMORGAN・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的財産その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年 0.09889%（税抜き 0.0899%）*の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年 0.03495%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年 0.03495%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年 0.02%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

*2023年8月29日付で、信託報酬率を年 0.154%（税抜き 0.14%）から当該料率に変更しました。

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応

じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

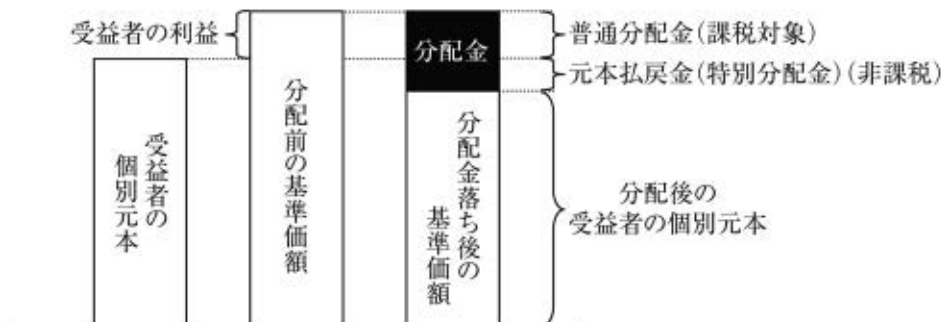
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金（課税対象）となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（E T F）、上場不動産投資信託（R E I T）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2024年1月現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2022年12月1日～2023年11月30日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.14%	0.10%	0.04%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※当ファンドは、2023年8月29日付で信託報酬率を変更しており、当該変更前の期間を含んでいますが、当該変更後の総経費率を記載しています。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

三井住友D S ・外国株式インデックス年金ファンド

2023年12月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	18,503,507,415	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△1,451,485	△0.01
合計（純資産総額）		18,502,055,930	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友D S ・外国株式インデックス年金ファンド

イ 主要投資銘柄

2023年12月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式インデッ クス・マザーファ ンド	2,426,275,837	7.4967	18,189,055,146	7.6263	18,503,507,415	100.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

② 【投資不動産物件】

三井住友D S ・外国株式インデックス年金ファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2019年12月2日)	1,086,148	1,086,148	10,861	10,861
第2期 (2020年11月30日)	510,094,039	510,094,039	11,802	11,802
第3期 (2021年11月30日)	2,971,232,837	2,971,232,837	16,109	16,109
第4期 (2022年11月30日)	10,027,933,045	10,027,933,045	16,859	16,859
第5期 (2023年11月30日)	17,714,639,495	17,714,639,495	20,583	20,583
2022年12月末日	10,111,701,425	-	15,823	-
2023年1月末日	10,883,898,203	-	16,417	-
2月末日	11,503,327,817	-	16,993	-
3月末日	12,073,170,988	-	16,905	-
4月末日	12,446,763,709	-	17,366	-
5月末日	13,484,682,544	-	18,174	-
6月末日	14,952,689,358	-	19,601	-
7月末日	15,613,973,568	-	19,897	-
8月末日	16,260,154,872	-	20,241	-
9月末日	16,219,134,250	-	19,752	-
10月末日	16,042,484,463	-	19,086	-
11月末日	17,714,639,495	-	20,583	-
12月末日	18,502,055,930	-	20,944	-

②【分配の推移】

三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金 (円)
第1期	2019年6月28日～2019年12月2日	0
第2期	2019年12月3日～2020年11月30日	0
第3期	2020年12月1日～2021年11月30日	0
第4期	2021年12月1日～2022年11月30日	0

第5期	2022年12月1日～2023年11月30日	0
-----	------------------------	---

③【収益率の推移】

三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド

	収益率 (%)
第1期	8.6
第2期	8.7
第3期	36.5
第4期	4.7
第5期	22.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4)【設定及び解約の実績】

三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	1,000,000	0
第2期	459,753,197	28,539,821
第3期	1,616,081,626	203,797,322
第4期	4,623,040,126	519,416,949
第5期	3,637,765,183	979,272,180

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

外国株式インデックス・マザーファンド

2023年12月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	427,642,150,761	68.34
	イギリス	23,737,025,831	3.79
	カナダ	21,076,797,081	3.37
	スイス	19,342,298,452	3.09
	フランス	19,151,405,342	3.06
	ドイツ	14,846,992,161	2.37
	オーストラリア	11,869,252,066	1.90
	オランダ	11,763,206,016	1.88
	アイルランド	11,103,478,850	1.77

	デンマーク	5,839,453,849	0.93
	スウェーデン	5,627,774,297	0.90
	スペイン	4,505,145,433	0.72
	イタリア	3,397,528,817	0.54
	香港	2,813,545,742	0.45
	ジャージー	2,048,492,795	0.33
	シンガポール	1,920,301,594	0.31
	フィンランド	1,892,346,050	0.30
	ベルギー	1,347,076,920	0.22
	イスラエル	1,200,524,260	0.19
	ノルウェー	1,165,500,815	0.19
	ケイマン諸島	870,086,095	0.14
	オランダ領キュラソー	816,175,156	0.13
	バミューダ	781,696,841	0.12
	ニュージーランド	479,378,262	0.08
	リベリア	354,552,729	0.06
	ルクセンブルグ	326,213,884	0.05
	オーストリア	325,907,460	0.05
	ポルトガル	309,335,945	0.05
	パナマ	184,682,395	0.03
	マン島	75,896,858	0.01
	小計	596,814,222,757	95.37
投資証券	アメリカ	11,005,703,671	1.76
	オーストラリア	1,149,163,052	0.18
	フランス	238,044,863	0.04
	シンガポール	232,391,282	0.04
	イギリス	222,164,565	0.04
	香港	150,739,198	0.02
	ベルギー	60,548,542	0.01
	カナダ	57,572,007	0.01
	ケイマン諸島	46,186,668	0.01
	小計	13,162,513,848	2.10
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	15,822,113,327	2.53
合計（純資産総額）		625,798,849,932	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
株価指数先物取引	買建	イギリス	657,744,761	0.11
株価指数先物取引	買建	ドイツ	2,299,435,488	0.37
株価指数先物取引	買建	アメリカ	12,199,372,711	1.95
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	516,195,806	0.08

合計	買建	-	15,672,748,766	2.50
----	----	---	----------------	------

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
為替予約取引	買建	-	2,351,884,607	0.38

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

外国株式インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2023年12月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （%）
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,186,701	26,858.91	31,873,489,509	27,455.45	32,581,411,631	5.21
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	535,782	53,732.41	28,788,857,995	53,225.96	28,517,512,586	4.56
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	705,299	20,751.96	14,636,339,326	21,753.89	15,342,993,618	2.45
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	187,638	68,250.76	12,806,435,837	70,237.05	13,179,140,075	2.11
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS A	メディア・娯楽	450,095	19,141.86	8,615,657,390	19,888.82	8,951,858,842	1.43
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	168,973	47,102.76	7,959,095,466	50,820.53	8,587,296,672	1.37
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS C	メディア・娯楽	396,590	19,345.61	7,672,276,263	20,037.74	7,946,768,258	1.27
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	216,710	34,619.83	7,502,462,784	35,908.52	7,781,735,239	1.24
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導	33,796	133,402.05	4,508,455,835	159,191.41	5,380,032,902	0.86

カ			体・半 導体製 造装置							
アメリ カ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	219,809	21,887.21	4,811,004,775	24,153.65	5,309,189,433	0.85	
アメリ カ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルス ケア機 器・サ ービス	70,499	75,893.67	5,350,428,136	74,446.57	5,248,408,526	0.84	
アメリ カ	株式	ELI LILLY & CO	医薬 品・バ イオテ クノー ロジー ・ライ フサイ エンス	61,421	83,942.14	5,155,810,314	82,381.96	5,059,982,088	0.81	
アメリ カ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サ ービス	99,574	50,877.62	5,066,087,701	50,714.15	5,049,811,080	0.81	
アメリ カ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サ ービス	121,762	36,057.44	4,390,426,118	36,932.53	4,496,978,961	0.72	
アメリ カ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネル ギー	303,917	14,515.58	4,411,532,808	14,209.95	4,318,644,675	0.69	
アメリ カ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬 品・バ イオテ クノー ロジー ・ライ フサイ エンス	182,679	21,578.20	3,941,883,660	22,207.74	4,056,887,991	0.65	
アメリ カ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サ ービス	63,944	58,132.63	3,717,232,941	60,464.97	3,866,371,760	0.62	
アメリ カ	株式	HOME DEPOT INC	一般消 費財・ サービ ス流 通・小 売り	76,259	44,117.30	3,364,340,972	49,266.07	3,756,981,140	0.60	
アメリ カ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用 品・パ ーソナ ル用品	179,605	21,438.91	3,850,534,931	20,668.89	3,712,235,252	0.59	
デンマ ーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬 品・バ イオテ クノー ロジー ・ライ フ	248,345	14,533.99	3,609,444,678	14,718.06	3,655,155,617	0.58	

			サイエ ンス						
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・ 飲料・ タバコ	203,555	16,678.27	3,394,945,093	16,283.95	3,314,679,360	0.53
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導 体・半 導体製 造装置	30,583	98,848.12	3,023,072,125	107,768.61	3,295,887,338	0.53
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必 需品流 通・小 売り	33,432	83,376.18	2,787,432,576	94,047.47	3,144,195,117	0.50
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬 品・バ イオテ クノー ロジー ・ライ フサイ エンス	191,252	14,343.27	2,743,178,672	15,426.85	2,950,415,744	0.47
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネル ギー	138,241	20,410.20	2,821,525,876	21,241.88	2,936,498,608	0.47
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフト ウェア ・サー ビス	34,737	87,547.25	3,041,128,982	84,462.60	2,933,977,391	0.47
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬 品・バ イオテ クノー ロジー ・ライ フサイ エンス	133,033	19,643.46	2,613,227,749	21,948.19	2,919,833,892	0.47
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフト ウェア ・サー ビス	73,560	32,670.54	2,403,244,959	37,667.21	2,770,800,070	0.44
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	541,247	4,298.87	2,326,749,029	4,805.20	2,600,800,300	0.42
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・ 飲料・ タバコ	309,873	8,258.76	2,559,167,016	8,332.51	2,582,020,645	0.41

ロ 種類別・業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (外国)	エネルギー	4.58

	素材	3.98
	資本財	6.77
	商業・専門サービス	1.55
	運輸	1.75
	自動車・自動車部品	2.03
	耐久消費財・アパレル	1.52
	消費者サービス	2.05
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.53
	生活必需品流通・小売り	1.67
	食品・飲料・タバコ	3.45
	家庭用品・パーソナル用品	1.59
	ヘルスケア機器・サービス	4.26
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.76
	銀行	5.35
	金融サービス	6.61
	保険	2.98
	ソフトウェア・サービス	9.87
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.60
	半導体・半導体製造装置	6.49
	電気通信サービス	1.13
	公益事業	2.62
	メディア・娯楽	5.87
	不動産管理・開発	0.35
投資証券	—	2.10
合計		97.47

②投資不動産物件

外国株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

外国株式インデックス・マザーファンド

2023年12月29日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価(円)	評価額	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	イギリス	ICE EUEX	FTSE 100 INDEX FUT MAR 24 2024年3月	買建	47	イギリス・ポンド	3,597,174.00	649,937,398	3,640,385.00	657,744,761	0.11

	ドイツ	EURO STOX 50 MAR 2 4 2024年 3月	買建	322	ユーロ	14,729,854.00	2,314,354,660	14,634,900.00	2,299,435,488	0.37
	アメリカ	S&P 500 EMIN I F U T M A R 2 4 2024年3 月	買建	356	アメリカ・ドル	84,277,403.00	11,953,064,067	86,014,050.00	12,199,372,711	1.95
	オーストラリア	S P I 2 0 0 F U T U R E S M A R 2 4 2 0 2 4 年 3 月	買建	28	オーストラリア・ドル	5,221,576.00	506,179,577	5,324,900.00	516,195,806	0.08

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2023年12月29日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	12,359,000.00	1,755,900,579	1,751,054,430	0.28
	ユーロ	買建	1,500,000.00	236,176,069	235,493,518	0.04
	イギリス・ポンド	買建	612,000.00	111,017,809	110,464,500	0.02
	カナダ・ドル	買建	906,000.00	97,559,933	97,069,041	0.02
	スイス・フラン	買建	506,000.00	84,825,765	85,098,985	0.01
	オーストラリア・ドル	買建	408,000.00	39,686,568	39,520,716	0.01
	シンガポール・ドル	買建	309,000.00	33,183,911	33,183,417	0.01

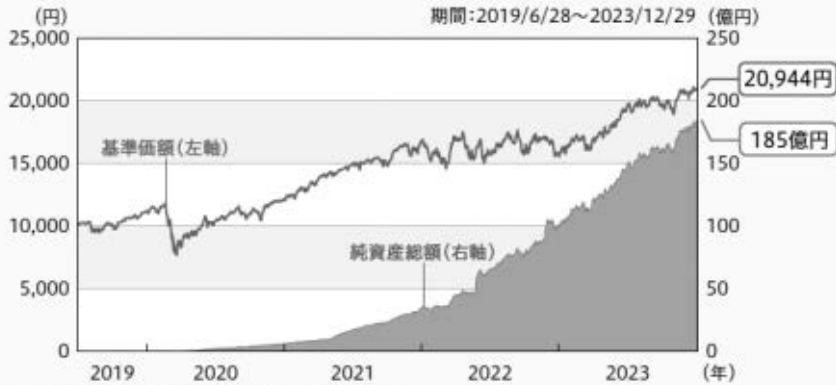
(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

《参考情報》

基準日:2023年12月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
2020年11月	0円
2019年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

■三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.01
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	100.01

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■外国株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	68.34
	イギリス	3.79
	カナダ	3.37
	スイス	3.09
	フランス	3.06
	ドイツ	2.37
	その他	11.35
投資証券	アメリカ・その他	2.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.53
合計(純資産総額)		100.00

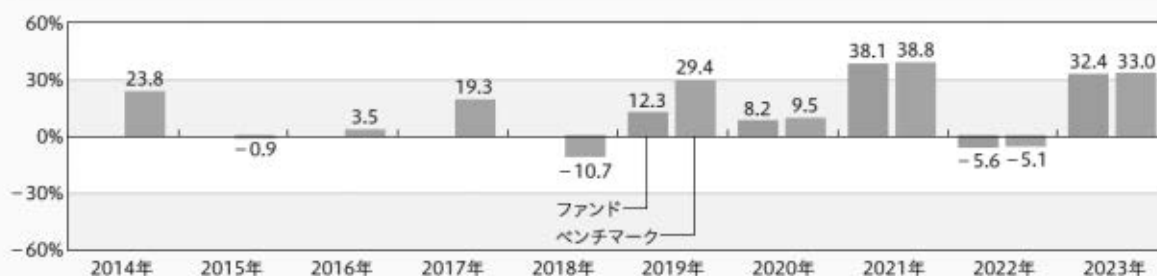
※株価指数先物取引の買建て 2.50%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.21
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.56
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2.45
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2.11
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	1.43
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1.37
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.27
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.24
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	0.86
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	0.85

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2023年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース))は、各通貨の円換算値リターンを加重平均して委託会社が計算したものです。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として、販売会社の営業日の午後3時まで取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「外株イン年金」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2019年6月28日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行

います。

- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出

ます。

- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受け付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 5 期（2022 年 12 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンドの2022年12月1日から2023年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンドの2023年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年11月30日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年2月7日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2022年11月30日現在)	第5期 (2023年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	589,764	291,399
コール・ローン	3,638,899	17,497,787
親投資信託受益証券	10,034,008,012	17,724,926,641
流動資産合計	10,038,236,675	17,742,715,827
資産合計	10,038,236,675	17,742,715,827
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,227,704	17,770,375
未払受託者報酬	832,288	1,732,286
未払委託者報酬	4,993,980	8,054,008
その他未払費用	249,658	519,663
流動負債合計	10,303,630	28,076,332
負債合計	10,303,630	28,076,332
純資産の部		
元本等		
元本	5,948,120,857	8,606,613,860
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	4,079,812,188	9,108,025,635
(分配準備積立金)	654,962,981	3,311,018,687
元本等合計	10,027,933,045	17,714,639,495
純資産合計	10,027,933,045	17,714,639,495
負債純資産合計	10,038,236,675	17,742,715,827

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期		第5期	
	自	2021年12月1日 至 2022年11月30日	自	2022年12月1日 至 2023年11月30日
営業収益				
受取利息		75		172
有価証券売買等損益		328,687,752		2,903,007,630
営業収益合計		328,687,827		2,903,007,802
営業費用				
支払利息		2,655		6,043
受託者報酬		1,258,251		2,987,737
委託者報酬		7,550,100		15,587,014
その他費用		377,475		896,506
営業費用合計		9,188,481		19,477,300
営業利益又は営業損失(△)		319,499,346		2,883,530,502
経常利益又は経常損失(△)		319,499,346		2,883,530,502
当期純利益又は当期純損失(△)		319,499,346		2,883,530,502
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		8,760,047		146,708,058
期首剰余金又は期首欠損金(△)		1,126,735,157		4,079,812,188
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,960,761,257		2,974,477,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,960,761,257		2,974,477,000
剰余金減少額又は欠損金増加額		318,423,525		683,085,997
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		318,423,525		683,085,997
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		4,079,812,188		9,108,025,635

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 5 期	
	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 4 期	第 5 期
	(2022 年 11 月 30 日現在)	(2023 年 11 月 30 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	5,948,120,857 口	8,606,613,860 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.6859 円 (1 万口当たりの純資産額 16,859 円)	1 口当たり純資産額 2.0583 円 (1 万口当たりの純資産額 20,583 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 4 期	第 5 期
	自 2021 年 12 月 1 日 至 2022 年 11 月 30 日	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (102,341,647 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (208,397,652 円)、収益調整金 (3,424,849,207 円)、および分配準備積立金 (344,223,682 円) より、分配対象収益は 4,079,812,188 円 (1 万口当たり 6,858.99 円) ありますが、分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (253,629,321 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (2,483,193,123 円)、収益調整金 (5,797,006,948 円)、および分配準備積立金 (574,196,243 円) より、分配対象収益は 9,108,025,635 円 (1 万口当たり 10,582.59 円) ありますが、分配を行ってお</p>

りません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 5 期 自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期 (2023年11月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第4期（自2021年12月1日至2022年11月30日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	327,761,390円
合計	327,761,390円

第5期（自2022年12月1日至2023年11月30日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,879,133,930円
合計	2,879,133,930円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 4 期	第 5 期
	(2022 年 11 月 30 日現在)	(2023 年 11 月 30 日現在)
期首元本額	1,844,497,680 円	5,948,120,857 円
期中追加設定元本額	4,623,040,126 円	3,637,765,183 円
期中一部解約元本額	519,416,949 円	979,272,180 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・マザーファン ド	2,365,310,413	17,724,926,641	
	親投資信託受益証券 小計		17,724,926,641	
合 計			17,724,926,641	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンドは、「外国株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

外国株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2022年11月30日現在)	(2023年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	12,344,954,615	7,069,482,837
金銭信託	306,406,160	39,692,180
コール・ローン	1,890,553,005	2,383,414,261
株式	411,677,365,126	582,354,704,334
投資証券	10,072,502,218	12,320,377,867
派生商品評価勘定	487,638,687	526,000,376
未収入金	1,756,879	3,409,345
未収配当金	582,453,884	803,404,260
差入委託証拠金	5,033,061,489	3,327,880,510
流動資産合計	442,396,692,063	608,828,365,970
資産合計	442,396,692,063	608,828,365,970
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	34,123,826	7,844,047
未払金	-	321,138,161
未払解約金	161,000,409	1,118,815,080
その他未払費用	6,376	1,630
流動負債合計	195,130,611	1,447,798,918
負債合計	195,130,611	1,447,798,918
純資産の部		
元本等		
元本	72,186,242,919	81,052,032,606
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	370,015,318,533	526,328,534,446
元本等合計	442,201,561,452	607,380,567,052
純資産合計	442,201,561,452	607,380,567,052
負債純資産合計	442,396,692,063	608,828,365,970

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2022 年 11 月 30 日現在)	(2023 年 11 月 30 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	72, 186, 242, 919 口	81, 052, 032, 606 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 6. 1258 円 (1 万口当たりの純資産額 61, 258 円)	1 口当たり純資産額 7. 4937 円 (1 万口当たりの純資産額 74, 937 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券

	<p>投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2023年11月30日現在)
-----	-----------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年11月30日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT DEC22	15,697,974,160	-	15,983,395,407	285,421,247
	SPI 200 FUTURES DEC22	734,736,737	-	757,862,325	23,125,588
	FTSE 100 IDX FUT DEC22	934,911,597	-	963,434,172	28,522,575
	EURO STOXX 50 DEC22	2,969,277,474	-	3,089,695,148	120,417,674
	小計	20,336,899,968	-	20,794,387,052	457,487,084
合 計		20,336,899,968	-	20,794,387,052	457,487,084

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	2,099,249,487	-	2,098,826,011	△423,476
	カナダ・ドル	106,801,796	-	105,519,193	△1,282,603
	オーストラリア・ドル	34,202,370	-	33,957,955	△244,415
	イギリス・ポンド	87,718,707	-	87,086,511	△632,196
	スイス・フラン	91,286,164	-	90,606,304	△679,860

	デンマーク・クローネ	24,504,100	-	24,483,812	△20,288
	スウェーデン・クローナ	30,621,024	-	30,535,733	△85,291
	ユーロ	171,328,650	-	170,699,141	△629,509
	小計	2,645,712,298	-	2,641,714,660	△3,997,638
	売建				
	オーストラリア・ドル	72,454,928	-	72,740,539	△285,611
	イギリス・ポンド	89,625,998	-	89,588,968	37,030
	ユーロ	305,223,048	-	304,949,052	273,996
	小計	467,303,974	-	467,278,559	25,415
	合 計	3,113,016,272	-	3,108,993,219	△3,972,223

(2023年11月30日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT DEC23	9,089,051,010	-	9,521,510,345	432,459,335
	SPI 200 FUTURES DEC23	374,437,008	-	378,076,765	3,639,757
	FTSE 100 IDX FUT DEC23	532,259,516	-	528,482,545	△3,776,971
	EURO STOXX 50 DEC23	1,720,658,091	-	1,803,493,340	82,835,249
	小計	11,716,405,625	-	12,231,562,995	515,157,370
合 計		11,716,405,625	-	12,231,562,995	515,157,370

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				

	アメリカ・ドル	880,492,733	-	881,407,875	915,142
	イギリス・ポンド	48,914,666	-	48,914,587	△79
	ユーロ	82,964,842	-	82,966,487	1,645
	小計	1,012,372,241	-	1,013,288,949	916,708
売建					
	アメリカ・ドル	292,266,242	-	290,264,629	2,001,613
	イギリス・ポンド	51,266,961	-	51,186,323	80,638
	小計	343,533,203	-	341,450,952	2,082,251
	合計	1,355,905,444	-	1,354,739,901	2,998,959

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022 年 11 月 30 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	60,650,874,522 円
同期中における追加設定元本額	22,050,143,482 円
同期中における一部解約元本額	10,514,775,085 円
2022 年 11 月 30 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国株式インデックスファンド S	36,369,253,618 円
三井住友・DC 年金バランス 30 (債券重点型)	284,736,068 円

三井住友・DC年金バランス50（標準型）	1,090,013,037円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	785,999,194円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	33,400,233円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	1,017,107円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	5,342,658円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	16,884,192円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	49,323,143円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	54,445,231円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	105,113,958円
外国株式指数ファンド	936,693,371円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	17,542,779,547円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	90,349,697円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	117,821,294円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	75,689,448円
イオン・バランス戦略ファンド	20,982,589円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	21,006,539円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	130,889,105円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	118,201,443円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	437,684,453円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	238,781,337円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	274,840,665円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	54,612,889円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	1,637,991,448円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	10,892,390円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	47,697,547円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	42,074,552円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	2,714,893円
SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）	397,450,005円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	250,037,372円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	1,466,576,467円
三井住友DS・先進国株インデックス・ファンド	50,536,075円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	449,296,410円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	3,279,377円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	20,004,315円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	536,704,870円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	702,957,041円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	3,074,190,088円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	9,972,101円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	49,989,232円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	423,311,736円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	36,093,954円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	90,939,599円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	427,001,205円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	293,567,068円

SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	687,726,675円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	200,225円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	194,459,687円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	59,953,329円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	7,255,976円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	6,951,628円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	3,833,026円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	17,103,227円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	51,782,752円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	110,286,434円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	46,890,632円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	281,352,925円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	80,381,144円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	1,662,845,853円
SMAM・年金ワリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	17,217,947円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	1,803,118円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	2,321,567円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	74,738,213円
合計	72,186,242,919円

(2023年11月30日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	72,186,242,919円
同期中における追加設定元本額	18,357,964,761円
同期中における一部解約元本額	9,492,175,074円
2023年11月30日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国株式インデックスファンドS	40,993,532,445円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	284,367,476円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	1,101,912,635円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	824,925,641円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	31,803,096円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	809,182円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	4,287,286円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	13,864,389円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	44,327,375円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	53,201,554円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	112,627,999円
外国株式指数ファンド	1,023,969,577円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	21,741,516,631円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	31,711,655円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	78,665,753円

アセットアロケーション・ファンド（成長型）	47,802,122円
イオン・バランス戦略ファンド	16,682,579円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	25,577,368円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	144,439,096円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	132,408,735円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	516,674,455円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	304,111,742円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	415,113,239円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	62,415,696円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	2,365,310,413円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	10,909,978円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	55,882,152円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	52,967,585円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	3,054,592円
SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）	1,040,268,126円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	216,434,937円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	2,404,003,330円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	110,398,522円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	309,886円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	227,339円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	209,701円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	69,177円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	117,577円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	141,347円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	2,079,027円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	9,297,239円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	5,432,744円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	2,398,858円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	334,360,590円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	2,083,168円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	12,733,609円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	352,745,446円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	563,666,379円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	2,492,534,646円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	8,325,935円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	40,662,080円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	372,277,079円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	29,673,252円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	72,529,431円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	356,314,546円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	228,424,293円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	523,702,536円
SMAM・バランスVA株40T＜適格機関投資家限定＞	179,149円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	183,290,958円

SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	45,029,147円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	5,291,801円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	5,839,402円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	3,468,121円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	12,153,717円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	41,025,891円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	88,244,496円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	35,686,410円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	148,918,344円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	52,597,055円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	667,223,190円
SMAM・年金WRリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	24,515,733円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	15,507,627円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	24,710,830円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	12,302,074円
SMDAM・年金WRリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	9,755,415円
合 計	81,052,032,606円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORP	19,759	36.310	717,449.29	
	BAKER HUGHES CO	78,082	33.340	2,603,253.88	
	CHENIERE ENERGY INC	17,754	180.440	3,203,531.76	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	7,695	79.765	613,791.67	
	CHEVRON CORP	136,457	143.910	19,637,526.87	
	CONOCOPHILLIPS	91,705	113.970	10,451,618.85	
	COTERRA ENERGY INC	59,741	26.090	1,558,642.69	
	DEVON ENERGY CORP	49,897	44.880	2,239,377.36	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	13,065	153.790	2,009,266.35	
	EOG RESOURCES INC	43,830	123.240	5,401,609.20	
	EQT CORP	26,411	39.750	1,049,837.25	
	EXXON MOBIL CORP	300,185	102.340	30,720,932.90	
	HALLIBURTON CO	67,581	37.300	2,520,771.30	
	HESS CORP	21,198	139.560	2,958,392.88	
	HF SINCLAIR CORP	10,663	52.730	562,259.99	
	KINDER MORGAN INC	156,197	17.320	2,705,332.04	

MARATHON OIL CORP	42,380	25.300	1,072,214.00	
MARATHON PETROLEUM CORP	32,636	147.420	4,811,199.12	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	51,961	60.330	3,134,807.13	
ONEOK INC	43,615	67.390	2,939,214.85	
OVINTIV INC	16,672	43.920	732,234.24	
PHILLIPS 66	33,814	122.220	4,132,747.08	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	17,516	229.880	4,026,578.08	
SCHLUMBERGER LTD	105,197	51.870	5,456,568.39	
TARGA RESOURCES CORP	15,416	88.010	1,356,762.16	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	417	1,652.070	688,913.19	
VALERO ENERGY CORP	26,805	124.080	3,325,964.40	
WILLIAMS COS INC	92,048	36.440	3,354,229.12	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	17,056	266.480	4,545,082.88	
ALBEMARLE CORP	8,338	123.380	1,028,742.44	
AMCOR PLC	97,610	9.490	926,318.90	
AVERY DENNISON CORP	5,454	192.360	1,049,131.44	
BALL CORP	23,469	54.820	1,286,570.58	
CELANESE CORP	8,742	137.440	1,201,500.48	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	14,020	74.750	1,047,995.00	
CLEVELAND-CLIFFS INC	33,403	16.900	564,510.70	
CORTEVA INC	53,900	45.500	2,452,450.00	
CROWN HOLDINGS INC	9,413	84.070	791,350.91	
DOW INC	53,862	51.330	2,764,736.46	
DUPONT DE NEMOURS INC	34,201	71.440	2,443,319.44	
EASTMAN CHEMICAL CO	9,517	83.190	791,719.23	
ECOLAB INC	19,574	188.630	3,692,243.62	
FMC CORP	8,548	52.680	450,308.64	
FREEPORT-MCMORAN INC	106,789	37.170	3,969,347.13	
INTERNATIONAL PAPER CO	23,472	35.790	840,062.88	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	17,659	75.230	1,328,486.57	
LINDE PLC	36,966	411.390	15,207,442.74	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	19,214	94.000	1,806,116.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	4,759	462.730	2,202,132.07	
MOSAIC CO/THE	25,489	36.420	928,309.38	
NEWMONT CORP	86,338	40.380	3,486,328.44	
NUCOR CORP	18,997	163.780	3,111,328.66	
PACKAGING CORP OF AMERICA	7,111	161.850	1,150,915.35	
PPG INDUSTRIES INC	16,735	139.550	2,335,369.25	
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	4,056	270.250	1,096,134.00	
RPM INTERNATIONAL INC	10,397	101.260	1,052,800.22	
SEALED AIR CORP	13,326	33.160	441,890.16	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	18,266	273.720	4,999,769.52	

STEEL DYNAMICS INC	12,713	115.490	1,468,224.37	
VULCAN MATERIALS CO	9,892	212.680	2,103,830.56	
WESTLAKE CORP	2,189	128.770	281,877.53	
WESTROCK CO	16,766	40.100	672,316.60	
3M CO	42,482	98.470	4,183,202.54	
AECOM	10,261	87.800	900,915.80	
AERCAP HOLDINGS NV	13,505	66.480	897,812.40	
ALLEGION PLC	6,843	104.590	715,709.37	
AMETEK INC	16,587	152.880	2,535,820.56	
AXON ENTERPRISE INC	4,672	225.860	1,055,217.92	
BOEING CO/THE	43,359	224.430	9,731,060.37	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,801	134.890	1,322,056.89	
CARLISLE COS INC	3,499	275.110	962,609.89	
CARRIER GLOBAL CORP	61,324	52.210	3,201,726.04	
CATERPILLAR INC	39,051	249.450	9,741,271.95	
CUMMINS INC	10,159	223.950	2,275,108.05	
DEERE & CO	20,718	363.940	7,540,108.92	
DOVER CORP	10,436	140.770	1,469,075.72	
EATON CORP PLC	29,468	225.800	6,653,874.40	
EMERSON ELECTRIC CO	41,763	88.310	3,688,090.53	
FASTENAL CO	41,551	59.640	2,478,101.64	
FERGUSON PLC	16,077	168.680	2,711,868.36	
FORTIVE CORP	25,083	67.710	1,698,369.93	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	10,648	68.040	724,489.92	
GENERAC HOLDINGS INC	3,973	115.600	459,278.80	
GENERAL DYNAMICS CORP	17,778	244.830	4,352,587.74	
GENERAL ELECTRIC CO	82,651	118.860	9,823,897.86	
GRACO INC	11,645	80.100	932,764.50	
HEICO CORP	3,085	168.770	520,655.45	
HEICO CORP-CLASS A	4,570	135.990	621,474.30	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	50,521	194.260	9,814,209.46	
HOWMET AEROSPACE INC	27,783	51.590	1,433,324.97	
HUBBELL INC	3,897	294.660	1,148,290.02	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	2,888	233.750	675,070.00	
IDEX CORP	6,048	198.300	1,199,318.40	
ILLINOIS TOOL WORKS	23,264	240.830	5,602,669.12	
INGERSOLL-RAND INC	29,314	69.600	2,040,254.40	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	11,600	39.460	457,736.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	52,470	52.760	2,768,317.20	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	14,388	188.660	2,714,440.08	
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,104	401.150	844,019.60	
LOCKHEED MARTIN CORP	17,095	445.010	7,607,445.95	

MASCO CORP	14,885	60.370	898,607.45	
NORDSON CORP	3,927	232.600	913,420.20	
NORTHROP GRUMMAN CORP	10,937	467.410	5,112,063.17	
OTIS WORLDWIDE CORP	31,838	84.330	2,684,898.54	
OWENS CORNING	7,597	134.140	1,019,061.58	
PACCAR INC	39,980	91.310	3,650,573.80	
PARKER HANNIFIN CORP	9,607	428.060	4,112,372.42	
PENTAIR PLC	11,509	63.720	733,353.48	
QUANTA SERVICES INC	10,416	185.610	1,933,313.76	
ROCKWELL AUTOMATION INC	8,678	270.560	2,347,919.68	
RTX CORP	110,909	80.950	8,978,083.55	
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	12,538	32.370	405,855.06	
SMITH (A. O.) CORP	10,652	75.100	799,965.20	
SNAP-ON INC	4,041	271.840	1,098,505.44	
STANLEY BLACK & DECKER INC	10,869	91.460	994,078.74	
TEXTRON INC	14,870	74.830	1,112,722.10	
TORO CO	8,097	82.510	668,083.47	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	17,225	222.630	3,834,801.75	
TRANSDIGM GROUP INC	4,165	952.820	3,968,495.30	
UNITED RENTALS INC	5,383	476.220	2,563,492.26	
WABTEC CORP	12,782	115.200	1,472,486.40	
WATSCO INC	2,364	380.450	899,383.80	
WW GRAINGER INC	3,504	775.690	2,718,017.76	
XYLEM INC	16,831	103.500	1,742,008.50	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	30,587	229.160	7,009,316.92	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	10,637	124.470	1,323,987.39	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	8,963	190.640	1,708,706.32	
CERIDIAN HCM HOLDING INC	10,485	69.130	724,828.05	
CINTAS CORP	6,998	549.080	3,842,461.84	
CLARIVATE PLC	19,939	7.700	153,530.30	
COPART INC	62,164	50.220	3,121,876.08	
EQUIFAX INC	9,133	216.600	1,978,207.80	
JACOBS SOLUTIONS INC	10,393	126.200	1,311,596.60	
LEIDOS HOLDINGS INC	8,863	106.220	941,427.86	
PAYCHEX INC	24,917	121.150	3,018,694.55	
PAYCOM SOFTWARE INC	3,778	181.290	684,913.62	
PAYLOCITY HOLDING CORP	2,718	155.030	421,371.54	
REPUBLIC SERVICES INC	16,065	159.930	2,569,275.45	
ROBERT HALF INC	8,149	80.500	655,994.50	
ROLLINS INC	16,081	40.190	646,295.39	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	14,487	56.000	811,272.00	
TRANSUNION	14,503	58.790	852,631.37	

VERALTO CORP	17,640	74.220	1,309,240.80	
VERISK ANALYTICS INC	11,354	238.260	2,705,204.04	
WASTE CONNECTIONS INC	20,167	132.640	2,674,950.88	
WASTE MANAGEMENT INC	30,236	169.740	5,132,258.64	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	8,726	81.570	711,779.82	
CSX CORP	154,835	31.730	4,912,914.55	
DELTA AIR LINES INC	14,192	36.640	519,994.88	
EXPEDITORS INTL WASH INC	10,436	119.520	1,247,310.72	
FEDEX CORP	18,074	253.930	4,589,530.82	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	159,485	3.080	491,213.80	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	6,308	182.050	1,148,371.40	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	12,089	53.230	643,497.47	
NORFOLK SOUTHERN CORP	17,033	215.080	3,663,457.64	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	7,677	383.910	2,947,277.07	
SOUTHWEST AIRLINES CO	14,057	25.330	356,063.81	
UBER TECHNOLOGIES INC	138,131	56.400	7,790,588.40	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	5,850	53.650	313,852.50	
UNION PACIFIC CORP	45,563	221.470	10,090,837.61	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	54,032	152.290	8,228,533.28	
APTIV PLC	21,117	82.270	1,737,295.59	
BORGWARNER INC	17,433	34.160	595,511.28	
FORD MOTOR CO	299,200	10.590	3,168,528.00	
GENERAL MOTORS CO	104,301	31.600	3,295,911.60	
LEAR CORP	3,736	134.810	503,650.16	
LUCID GROUP INC	82,293	4.360	358,797.48	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	45,698	17.320	791,489.36	
TESLA INC	214,241	244.140	52,304,797.74	
DECKERS OUTDOOR CORP	1,872	654.990	1,226,141.28	
DR HORTON INC	24,030	127.260	3,058,057.80	
GARMIN LTD	10,774	121.000	1,303,654.00	
HASBRO INC	11,407	46.430	529,627.01	
LENNAR CORP-A	19,331	126.840	2,451,944.04	
LULULEMON ATHLETICA INC	8,357	438.350	3,663,290.95	
MOHAWK INDUSTRIES INC	2,863	87.800	251,371.40	
NIKE INC -CL B	93,516	110.370	10,321,360.92	
NVR INC	250	6,107.110	1,526,777.50	
PULTEGROUP INC	17,535	88.010	1,543,255.35	
VF CORP	20,583	17.130	352,586.79	
WHIRLPOOL CORP	4,975	109.630	545,409.25	
AIRBNB INC-CLASS A	31,310	126.480	3,960,088.80	
ARAMARK	19,232	27.780	534,264.96	
BOOKING HOLDINGS INC	2,788	3,126.290	8,716,096.52	

CAESARS ENTERTAINMENT INC	15,881	45.030	715,121.43	
CARNIVAL CORP	69,745	14.910	1,039,897.95	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,100	2,189.110	4,597,131.00	
DARDEN RESTAURANTS INC	9,323	155.730	1,451,870.79	
DOMINO'S PIZZA INC	2,875	388.860	1,117,972.50	
DOORDASH INC - A	20,142	94.960	1,912,684.32	
DRAFTKINGS INC-CL A	32,265	38.270	1,234,781.55	
EXPEDIA GROUP INC	10,081	135.750	1,368,495.75	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	19,380	166.660	3,229,870.80	
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,371	113.810	383,653.51	
LAS VEGAS SANDS CORP	27,977	45.340	1,268,477.18	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	19,665	202.480	3,981,769.20	
MCDONALD'S CORP	54,294	280.380	15,222,951.72	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	22,198	39.430	875,267.14	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	16,097	105.910	1,704,833.27	
STARBUCKS CORP	87,125	99.850	8,699,431.25	
VAIL RESORTS INC	2,860	215.220	615,529.20	
WYNN RESORTS LTD	7,730	83.670	646,769.10	
YUM! BRANDS INC	20,179	125.520	2,532,868.08	
AMAZON.COM INC	692,035	146.320	101,258,561.20	
AUTOZONE INC	1,315	2,596.510	3,414,410.65	
BATH & BODY WORKS INC	15,400	32.050	493,570.00	
BEST BUY CO INC	14,954	70.780	1,058,444.12	
BURLINGTON STORES INC	4,802	171.520	823,639.04	
CARMAX INC	10,366	63.160	654,716.56	
CHEWY INC - CLASS A	13,119	17.730	232,599.87	
DICK'S SPORTING GOODS INC	4,406	127.950	563,747.70	
EBAY INC	40,534	40.640	1,647,301.76	
ETSY INC	9,090	77.200	701,748.00	
GENUINE PARTS CO	10,245	133.860	1,371,395.70	
GLOBAL-E ONLINE LTD	8,896	34.370	305,755.52	
HOME DEPOT INC	75,103	311.020	23,358,535.06	
LKQ CORP	18,982	44.390	842,610.98	
LOWE'S COS INC	43,814	199.920	8,759,294.88	
MERCADOLIBRE INC	3,384	1,610.580	5,450,202.72	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	4,512	973.940	4,394,417.28	
POOL CORP	3,252	345.320	1,122,980.64	
ROSS STORES INC	24,702	129.200	3,191,498.40	
TJX COMPANIES INC	85,065	88.100	7,494,226.50	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	8,071	200.190	1,615,733.49	
ULTA BEAUTY INC	3,734	420.010	1,568,317.34	
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	20,378	21.300	434,051.40	

COSTCO WHOLESALE CORP	33,432	587.860	19,653,335.52	
DOLLAR GENERAL CORP	15,800	128.880	2,036,304.00	
DOLLAR TREE INC	15,923	121.120	1,928,593.76	
KROGER CO	49,890	43.640	2,177,199.60	
SYSCO CORP	36,352	71.710	2,606,801.92	
TARGET CORP	34,331	131.320	4,508,346.92	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	52,808	19.980	1,055,103.84	
WALMART INC	111,744	156.080	17,441,003.52	
ALTRIA GROUP INC	134,504	41.760	5,616,887.04	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	42,289	73.190	3,095,131.91	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	22,643	58.230	1,318,501.89	
BUNGE GLOBAL SA	12,343	108.100	1,334,278.30	
CAMPBELL SOUP CO	12,945	39.760	514,693.20	
COCA-COLA CO/THE	309,873	58.230	18,043,904.79	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	15,803	59.700	943,439.10	
CONAGRA BRANDS INC	39,722	28.020	1,113,010.44	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	12,701	237.950	3,022,202.95	
DARLING INGREDIENTS INC	10,514	41.640	437,802.96	
GENERAL MILLS INC	42,268	62.590	2,645,554.12	
HERSHEY CO/THE	11,180	185.720	2,076,349.60	
HORMEL FOODS CORP	25,536	30.470	778,081.92	
JM SMUCKER CO/THE	8,172	108.580	887,315.76	
KELLANOVA	19,503	51.660	1,007,524.98	
KEURIG DR PEPPER INC	68,147	31.730	2,162,304.31	
KRAFT HEINZ CO/THE	62,228	35.080	2,182,958.24	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	10,534	97.530	1,027,381.02	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	18,425	64.280	1,184,359.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	12,477	60.100	749,867.70	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	100,607	70.440	7,086,757.08	
MONSTER BEVERAGE CORP	60,052	54.710	3,285,444.92	
PEPSICO INC	103,827	167.160	17,355,721.32	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	117,573	93.650	11,010,711.45	
TYSON FOODS INC-CL A	19,731	47.090	929,132.79	
CHURCH & DWIGHT CO INC	17,113	94.660	1,619,916.58	
CLOROX COMPANY	9,104	142.340	1,295,863.36	
COLGATE-PALMOLIVE CO	58,956	77.880	4,591,493.28	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	17,009	125.600	2,136,330.40	
KENVUE INC	112,611	20.080	2,261,228.88	
KIMBERLY-CLARK CORP	25,378	121.770	3,090,279.06	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	177,416	151.130	26,812,880.08	
ABBOTT LABORATORIES	131,477	103.630	13,624,961.51	
ALIGN TECHNOLOGY INC	5,703	216.480	1,234,585.44	

BAXTER INTERNATIONAL INC	39,241	36.400	1,428,372.40	
BECTON DICKINSON AND CO	21,072	235.690	4,966,459.68	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	106,596	55.440	5,909,682.24	
CARDINAL HEALTH INC	18,000	105.300	1,895,400.00	
CENCORA INC	12,209	199.520	2,435,939.68	
CENTENE CORP	40,300	70.480	2,840,344.00	
COOPER COS INC/THE	3,384	331.590	1,122,100.56	
CVS HEALTH CORP	96,086	66.900	6,428,153.40	
DAVITA INC	4,138	99.610	412,186.18	
DENTSPLY SIRONA INC	17,715	31.330	555,010.95	
DEXCOM INC	30,245	116.180	3,513,864.10	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	44,049	67.430	2,970,224.07	
ELEVANCE HEALTH INC	17,496	465.360	8,141,938.56	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	31,160	67.710	2,109,843.60	
HCA HEALTHCARE INC	15,058	249.080	3,750,646.64	
HENRY SCHEIN INC	10,457	66.660	697,063.62	
HOLOGIC INC	19,730	70.600	1,392,938.00	
HUMANA INC	9,498	482.410	4,581,930.18	
IDEXX LABORATORIES INC	6,043	466.740	2,820,509.82	
INSULET CORP	5,082	188.920	960,091.44	
INTUITIVE SURGICAL INC	26,647	310.760	8,280,821.72	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	6,245	214.090	1,336,992.05	
MCKESSON CORP	10,067	456.700	4,597,598.90	
MEDTRONIC PLC	101,168	78.860	7,978,108.48	
MOLINA HEALTHCARE INC	4,673	350.820	1,639,381.86	
QUEST DIAGNOSTICS INC	7,645	135.270	1,034,139.15	
RESMED INC	10,758	158.850	1,708,908.30	
STERIS PLC	7,525	197.440	1,485,736.00	
STRYKER CORP	25,167	294.370	7,408,409.79	
TELEFLEX INC	3,067	221.250	678,573.75	
THE CIGNA GROUP	22,335	262.870	5,871,201.45	
UNITEDHEALTH GROUP INC	70,017	534.980	37,457,694.66	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	4,203	135.750	570,557.25	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	10,315	173.360	1,788,208.40	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	15,537	113.920	1,769,975.04	
ABBVIE INC	133,033	138.500	18,425,070.50	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	23,121	127.590	2,950,008.39	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	9,171	164.010	1,504,135.71	
AMGEN INC	40,506	266.600	10,798,899.60	
AVANTOR INC	56,039	20.860	1,168,973.54	
BIOGEN INC	11,114	232.060	2,579,114.84	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	13,832	89.740	1,241,283.68	

BIO-RAD LABORATORIES-A	1,728	304.490	526,158.72	
BIO-TECHNE CORP	13,296	63.120	839,243.52	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	159,354	48.720	7,763,726.88	
CATALENT INC	16,025	39.570	634,109.25	
CHARLES RIVER LABORATORIES	3,467	197.100	683,345.70	
DANAHER CORP	52,921	222.520	11,775,980.92	
ELI LILLY & CO	60,686	591.860	35,917,615.96	
EXACT SCIENCES CORP	13,570	65.060	882,864.20	
GILEAD SCIENCES INC	92,189	75.230	6,935,378.47	
ILLUMINA INC	11,573	101.570	1,175,469.61	
INCYTE CORP	15,899	53.390	848,847.61	
IQVIA HOLDINGS INC	14,439	213.810	3,087,202.59	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	4,089	114.260	467,209.14	
JOHNSON & JOHNSON	180,442	152.110	27,447,032.62	
MERCK & CO. INC.	191,252	101.130	19,341,314.76	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,691	1,092.430	1,847,299.13	
MODERNA INC	23,790	79.010	1,879,647.90	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	6,359	113.540	722,000.86	
PFIZER INC	419,949	30.080	12,632,065.92	
REGENERON PHARMACEUTICALS	8,098	808.590	6,547,961.82	
REPLIGEN CORP	3,456	159.490	551,197.44	
REVVITY INC	10,411	89.410	930,847.51	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	27,162	26.900	730,657.80	
SEAGEN INC	10,328	213.520	2,205,234.56	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	82,214	9.690	796,653.66	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	28,688	492.920	14,140,888.96	
UNITED THERAPEUTICS CORP	3,537	232.070	820,831.59	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	19,346	351.000	6,790,446.00	
VIATRIS INC	83,466	9.130	762,044.58	
WATERS CORP	4,095	279.740	1,145,535.30	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	5,276	348.920	1,840,901.92	
ZOETIS INC	34,274	175.790	6,025,026.46	
BANK OF AMERICA CORP	541,247	30.310	16,405,196.57	
CITIGROUP INC	143,867	45.750	6,581,915.25	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	36,122	27.240	983,963.28	
FIFTH THIRD BANCORP	49,541	28.410	1,407,459.81	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	845	1,442.370	1,218,802.65	
FIRST HORIZON CORP	39,014	12.650	493,527.10	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	105,007	11.130	1,168,727.91	
JPMORGAN CHASE & CO	219,809	154.320	33,920,924.88	
KEYCORP	62,741	12.440	780,498.04	
M & T BANK CORP	12,629	127.730	1,613,102.17	

PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	30,337	132.380	4,016,012.06	
REGIONS FINANCIAL CORP	62,979	16.470	1,037,264.13	
TRUIST FINANCIAL CORP	101,687	32.130	3,267,203.31	
US BANCORP	116,120	37.790	4,388,174.80	
WEBSTER FINANCIAL CORP	13,918	44.540	619,907.72	
WELLS FARGO & CO	275,847	43.780	12,076,581.66	
ALLY FINANCIAL INC	20,139	28.640	576,780.96	
AMERICAN EXPRESS CO	47,398	167.430	7,935,847.14	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	7,978	348.350	2,779,136.30	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	31,181	92.270	2,877,070.87	
ARES MANAGEMENT CORP - A	11,370	111.150	1,263,775.50	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	61,100	47.550	2,905,305.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	97,122	358.690	34,836,690.18	
BLACKROCK INC	11,045	747.300	8,253,928.50	
BLACKSTONE INC	53,294	111.370	5,935,352.78	
BLOCK INC	38,443	63.730	2,449,972.39	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	29,775	110.130	3,279,120.75	
CARLYLE GROUP INC/THE	16,730	34.520	577,519.60	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	7,323	179.500	1,314,478.50	
CME GROUP INC	26,755	214.840	5,748,044.20	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	13,634	127.820	1,742,697.88	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	18,645	88.890	1,657,354.05	
EQUITABLE HOLDINGS INC	22,820	29.960	683,687.20	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	2,946	454.390	1,338,632.94	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	42,749	58.180	2,487,136.82	
FISERV INC	46,955	129.360	6,074,098.80	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	5,089	237.230	1,207,263.47	
FRANKLIN RESOURCES INC	21,778	24.590	535,521.02	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	6,533	54.540	356,309.82	
GLOBAL PAYMENTS INC	20,594	116.360	2,396,317.84	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	24,977	340.260	8,498,674.02	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	41,649	112.690	4,693,425.81	
INVESCO LTD	18,328	14.280	261,723.84	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	4,971	156.010	775,525.71	
KKR & CO INC	47,224	74.740	3,529,521.76	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	6,164	216.820	1,336,478.48	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	2,653	237.090	628,999.77	
MASTERCARD INC - A	63,063	409.820	25,844,478.66	
MOODY'S CORP	12,518	361.890	4,530,139.02	
MORGAN STANLEY	92,428	78.550	7,260,219.40	
MSCI INC	6,223	526.570	3,276,845.11	
NASDAQ INC	27,999	55.700	1,559,544.30	

NORTHERN TRUST CORP	16,793	78.280	1,314,556.04	
PAYPAL HOLDINGS INC	80,330	57.970	4,656,730.10	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	14,529	103.750	1,507,383.75	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	31,965	8.920	285,127.80	
S&P GLOBAL INC	24,887	414.640	10,319,145.68	
SCHWAB (CHARLES) CORP	111,107	59.610	6,623,088.27	
SEI INVESTMENTS COMPANY	7,550	57.880	436,994.00	
STATE STREET CORP	25,474	71.740	1,827,504.76	
SYNCHRONY FINANCIAL	32,112	31.220	1,002,536.64	
T ROWE PRICE GROUP INC	17,303	99.160	1,715,765.48	
TOAST INC-CLASS A	21,393	15.270	326,671.11	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	8,688	95.010	825,446.88	
VISA INC-CLASS A SHARES	121,762	254.230	30,955,553.26	
AFLAC INC	44,628	81.630	3,642,983.64	
ALLSTATE CORP	20,503	135.490	2,777,951.47	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	4,866	110.870	539,493.42	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	55,264	64.830	3,582,765.12	
AON PLC-CLASS A	14,865	322.100	4,788,016.50	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	29,061	82.380	2,394,045.18	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	16,577	245.020	4,061,696.54	
ASSURANT INC	3,114	163.800	510,073.20	
BROWN & BROWN INC	18,424	72.970	1,344,399.28	
CHUBB LTD	31,161	225.080	7,013,717.88	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	10,510	100.660	1,057,936.60	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,244	286.970	643,960.68	
EVEREST GROUP LTD	3,547	402.340	1,427,099.98	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	19,058	44.390	845,984.62	
GLOBE LIFE INC	6,373	120.260	766,416.98	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	21,767	76.980	1,675,623.66	
LOEWS CORP	12,727	68.510	871,926.77	
MARKEL GROUP INC	957	1,415.160	1,354,308.12	
MARSH & MCLENNAN COS	36,569	196.330	7,179,591.77	
METLIFE INC	47,592	63.160	3,005,910.72	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	19,458	74.170	1,443,199.86	
PROGRESSIVE CORP	43,469	163.000	7,085,447.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	27,229	96.600	2,630,321.40	
TRAVELERS COS INC/THE	16,719	177.440	2,966,619.36	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	7,897	240.770	1,901,360.69	
WR BERKLEY CORP	14,486	70.570	1,022,277.02	
ACCENTURE PLC-CL A	47,644	333.340	15,881,650.96	
ADOBE INC	34,076	617.390	21,038,181.64	
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	10,300	115.700	1,191,710.00	

ANSYS INC	6,763	298.860	2,021,190.18	
ASPEN TECHNOLOGY INC	1,901	186.580	354,688.58	
ATLASSIAN CORP-CL A	10,941	195.550	2,139,512.55	
AUTODESK INC	16,146	213.850	3,452,822.10	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	18,166	52.630	956,076.58	
BILL HOLDINGS INC	6,004	67.940	407,911.76	
CADENCE DESIGN SYS INC	20,318	275.210	5,591,716.78	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	7,561	146.170	1,105,191.37	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	19,210	78.310	1,504,335.10	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	36,763	70.120	2,577,821.56	
CONFLUENT INC-CLASS A	15,954	21.220	338,543.88	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	16,959	234.440	3,975,867.96	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	3,173	199.260	632,251.98	
DATADOG INC - CLASS A	18,911	116.650	2,205,968.15	
DOCUSIGN INC	17,164	43.620	748,693.68	
DROPBOX INC-CLASS A	16,584	28.080	465,678.72	
DYNATRACE INC	15,753	53.430	841,682.79	
EPAM SYSTEMS INC	4,815	261.980	1,261,433.70	
FAIR ISAAC CORP	1,871	1,075.100	2,011,512.10	
FORTINET INC	47,604	53.600	2,551,574.40	
GARTNER INC	6,179	430.120	2,657,711.48	
GEN DIGITAL INC	41,779	21.770	909,528.83	
GODADDY INC - CLASS A	11,895	97.920	1,164,758.40	
HUBSPOT INC	3,318	496.520	1,647,453.36	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	68,871	156.410	10,772,113.11	
INTUIT INC	21,212	577.230	12,244,202.76	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	4,648	223.610	1,039,339.28	
MICROSOFT CORP	529,731	378.850	200,688,589.35	
MONDAY.COM LTD	1,879	175.000	328,825.00	
MONGODB INC	5,236	420.510	2,201,790.36	
OKTA INC	10,337	70.770	731,549.49	
ORACLE CORP	122,999	116.210	14,293,713.79	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	128,742	19.840	2,554,241.28	
PALO ALTO NETWORKS INC	22,821	288.910	6,593,215.11	
PTC INC	9,246	155.490	1,437,660.54	
ROPER TECHNOLOGIES INC	8,088	525.830	4,252,913.04	
SALESFORCE INC	73,560	230.350	16,944,546.00	
SERVICENOW INC	15,473	678.930	10,505,083.89	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	20,323	175.320	3,563,028.36	
SPLUNK INC	12,234	150.600	1,842,440.40	
SYNOPSYS INC	11,669	552.460	6,446,655.74	
TWILIO INC - A	10,905	66.130	721,147.65	

TYLER TECHNOLOGIES INC	3,139	407.310	1,278,546.09	
UIPATH INC - CLASS A	25,298	19.870	502,671.26	
UNITY SOFTWARE INC	19,066	30.360	578,843.76	
VERISIGN INC	6,425	211.700	1,360,172.50	
WIX.COM LTD	4,119	102.110	420,591.09	
WORKDAY INC-CLASS A	15,569	263.490	4,102,275.81	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	18,307	67.950	1,243,960.65	
ZSCALER INC	6,271	199.840	1,253,196.64	
AMPHENOL CORP-CL A	45,311	90.180	4,086,145.98	
APPLE INC	1,178,730	189.370	223,216,100.10	
ARISTA NETWORKS INC	20,286	219.300	4,448,719.80	
ARROW ELECTRONICS INC	4,130	119.580	493,865.40	
CDW CORP/DE	9,855	212.090	2,090,146.95	
CISCO SYSTEMS INC	304,623	48.050	14,637,135.15	
COGNEX CORP	11,368	37.610	427,550.48	
CORNING INC	58,470	28.220	1,650,023.40	
DELL TECHNOLOGIES -C	18,797	75.060	1,410,902.82	
F5 INC	3,921	170.050	666,766.05	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	102,647	16.520	1,695,728.44	
HP INC	66,419	29.070	1,930,800.33	
JABIL INC	9,808	115.240	1,130,273.92	
JUNIPER NETWORKS INC	21,151	28.040	593,074.04	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	13,320	137.880	1,836,561.60	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	12,784	319.040	4,078,607.36	
NETAPP INC	17,045	89.540	1,526,209.30	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	13,715	78.480	1,076,353.20	
SUPER MICRO COMPUTER INC	3,540	287.630	1,018,210.20	
TE CONNECTIVITY LTD	23,194	130.430	3,025,193.42	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3,432	399.100	1,369,711.20	
TRIMBLE INC	20,783	45.920	954,355.36	
WESTERN DIGITAL CORP	24,533	47.320	1,160,901.56	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	4,189	236.620	991,201.18	
ADVANCED MICRO DEVICES	121,818	123.850	15,087,159.30	
ANALOG DEVICES INC	37,327	182.710	6,820,016.17	
APPLIED MATERIALS INC	62,167	149.360	9,285,263.12	
BROADCOM INC	33,229	940.830	31,262,840.07	
ENPHASE ENERGY INC	10,381	100.960	1,048,065.76	
ENTEGRIS INC	9,961	104.510	1,041,024.11	
FIRST SOLAR INC	6,859	155.430	1,066,094.37	
INTEL CORP	316,085	44.940	14,204,859.90	
KLA CORP	10,049	544.070	5,467,359.43	
LAM RESEARCH CORP	10,243	713.990	7,313,399.57	

LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	11,073	59.060	653,971.38	
MARVELL TECHNOLOGY INC	65,112	56.100	3,652,783.20	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	40,124	82.980	3,329,489.52	
MICRON TECHNOLOGY INC	81,266	76.690	6,232,289.54	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	3,399	552.460	1,877,811.54	
NVIDIA CORP	185,105	481.400	89,109,547.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	19,715	204.330	4,028,365.95	
ON SEMICONDUCTOR	31,206	71.620	2,234,973.72	
QORVO INC	7,835	95.890	751,298.15	
QUALCOMM INC	83,212	127.910	10,643,646.92	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	10,677	96.000	1,024,992.00	
SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	4,104	78.550	322,369.20	
TERADYNE INC	10,642	92.760	987,151.92	
TEXAS INSTRUMENTS INC	68,725	153.200	10,528,670.00	
WOLFSPEED INC	8,461	36.250	306,711.25	
AT&T INC	534,592	16.300	8,713,849.60	
LIBERTY GLOBAL LTD-C	21,079	16.890	356,024.31	
T-MOBILE US INC	41,344	149.550	6,182,995.20	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	318,519	37.760	12,027,277.44	
AES CORP	54,086	17.220	931,360.92	
ALLIANT ENERGY CORP	21,204	49.940	1,058,927.76	
AMEREN CORPORATION	19,979	76.990	1,538,183.21	
AMERICAN ELECTRIC POWER	37,302	79.215	2,954,877.93	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	15,191	131.220	1,993,363.02	
ATMOS ENERGY CORP	10,802	112.050	1,210,364.10	
CENTERPOINT ENERGY INC	44,329	27.890	1,236,335.81	
CMS ENERGY CORP	20,578	56.750	1,167,801.50	
CONSOLIDATED EDISON INC	25,230	89.940	2,269,186.20	
CONSTELLATION ENERGY	25,008	120.580	3,015,464.64	
DOMINION ENERGY INC	60,534	46.730	2,828,753.82	
DTE ENERGY COMPANY	16,277	104.140	1,695,086.78	
DUKE ENERGY CORP	57,237	90.710	5,191,968.27	
EDISON INTERNATIONAL	27,815	65.780	1,829,670.70	
ENTERGY CORP	14,800	100.590	1,488,732.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	16,329	35.370	577,556.73	
EVERGY INC	17,275	50.640	874,806.00	
EVERSOURCE ENERGY	25,375	59.710	1,515,141.25	
EXELON CORP	76,292	38.390	2,928,849.88	
FIRSTENERGY CORP	37,970	36.980	1,404,130.60	
NEXTERA ENERGY INC	151,970	58.360	8,868,969.20	
NISOURCE INC	34,855	25.810	899,607.55	
NRG ENERGY INC	20,349	46.850	953,350.65	

P G & E CORP	149,297	17.170	2,563,429.49	
PPL CORP	55,523	26.030	1,445,263.69	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	37,236	63.290	2,356,666.44	
SEMPRA	48,838	72.950	3,562,732.10	
SOUTHERN CO/THE	80,927	70.230	5,683,503.21	
VISTRA CORP	25,777	34.920	900,132.84	
WEC ENERGY GROUP INC	22,571	82.970	1,872,715.87	
XCEL ENERGY INC	40,756	60.000	2,445,360.00	
ALPHABET INC-CL A	445,227	134.990	60,101,192.73	
ALPHABET INC-CL C	396,590	136.400	54,094,876.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	7,601	398.900	3,032,038.90	
COMCAST CORP-CLASS A	313,150	41.630	13,036,434.50	
ELECTRONIC ARTS INC	19,428	137.310	2,667,658.68	
FOX CORP - CLASS A	23,886	29.580	706,547.88	
FOX CORP - CLASS B	8,773	27.690	242,924.37	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	26,027	30.640	797,467.28	
LIBERTY BROADBAND-C	8,196	82.410	675,432.36	
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	12,383	26.940	333,598.02	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	13,438	63.380	851,700.44	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	11,080	83.600	926,288.00	
MATCH GROUP INC	17,799	32.480	578,111.52	
META PLATFORMS INC-CLASS A	165,862	332.200	55,099,356.40	
NETFLIX INC	33,145	477.190	15,816,462.55	
NEWS CORP - CLASS A	23,102	22.340	516,098.68	
OMNICOM GROUP	15,106	79.790	1,205,307.74	
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	40,964	14.410	590,291.24	
PINTEREST INC- CLASS A	48,115	33.280	1,601,267.20	
ROBLOX CORP -CLASS A	29,846	38.680	1,154,443.28	
ROKU INC	9,945	106.750	1,061,628.75	
SEA LTD-ADR	28,149	36.740	1,034,194.26	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	56,550	4.700	265,785.00	
SNAP INC - A	70,689	12.980	917,543.22	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	12,652	157.010	1,986,490.52	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	32,608	70.370	2,294,624.96	
WALT DISNEY CO/THE	138,365	92.500	12,798,762.50	
WARNER BROS DISCOVERY INC	165,916	10.780	1,788,574.48	
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	24,629	14.220	350,224.38	
CBRE GROUP INC - A	23,502	79.380	1,865,588.76	
COSTAR GROUP INC	30,836	83.940	2,588,373.84	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	79,100	3.190	252,329.00	
ZILLOW GROUP INC - C	10,672	42.290	451,318.88	
アメリカ・ドル小計	25,524,979		2,954,075,940.55	

				(434,455,948,577)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	44,923	21.680	973,930.64	
	CAMECO CORP	33,586	60.080	2,017,846.88	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	82,506	90.180	7,440,391.08	
	CENOVUS ENERGY INC	99,824	24.010	2,396,774.24	
	ENBRIDGE INC	155,165	46.920	7,280,341.80	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	78.230	1,272,567.41	
	KEYERA CORP	19,802	32.990	653,267.98	
	PARKLAND CORP	7,666	43.720	335,157.52	
	PEMBINA PIPELINE CORP	37,348	45.040	1,682,153.92	
	SUNCOR ENERGY INC	100,785	44.830	4,518,191.55	
	TC ENERGY CORP	73,652	50.410	3,712,797.32	
	TOURMALINE OIL CORP	26,107	65.330	1,705,570.31	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	36,483	72.600	2,648,665.80	
	BARRICK GOLD CORP	125,529	23.640	2,967,505.56	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	13,268	56.210	745,794.28	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	41,452	11.360	470,894.72	
	FRANCO-NEVADA CORP	14,724	154.990	2,282,072.76	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	56,432	11.020	621,880.64	
	KINROSS GOLD CORP	110,156	7.930	873,537.08	
	LUNDIN MINING CORP	46,446	9.310	432,412.26	
	NUTRIEN LTD	36,792	75.470	2,776,692.24	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	25,157	21.280	535,340.96	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	34,947	50.400	1,761,328.80	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,438	101.240	449,303.12	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	34,221	66.680	2,281,856.28	
	CAE INC	27,474	26.450	726,687.30	
	STANTEC INC	9,939	97.010	964,182.39	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	6,027	110.550	666,284.85	
	WSP GLOBAL INC	9,260	186.430	1,726,341.80	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	15,630	37.330	583,467.90	
	RB GLOBAL INC	12,520	85.880	1,075,217.60	
	THOMSON REUTERS CORP	12,639	189.080	2,389,782.12	
	AIR CANADA	12,083	17.450	210,848.35	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	42,942	155.530	6,678,769.26		
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	68,555	96.950	6,646,407.25		
TFI INTERNATIONAL INC	5,097	158.710	808,944.87		
MAGNA INTERNATIONAL INC	22,436	73.730	1,654,206.28		
BRP INC/CA- SUB VOTING	3,082	95.000	292,790.00		
GILDAN ACTIVEWEAR INC	11,302	48.620	549,503.24		
RESTAURANT BRANDS INTERN	21,066	94.690	1,994,739.54		
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	4,737	140.510	665,595.87		

DOLLARAMA INC	20,468	97.400	1,993,583.20	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	57,969	76.230	4,418,976.87	
EMPIRE CO LTD 'A'	9,148	36.720	335,914.56	
LOBLAW COMPANIES LTD	11,573	120.460	1,394,083.58	
METRO INC/CN	18,929	69.180	1,309,508.22	
WESTON (GEORGE) LTD	4,984	162.170	808,255.28	
SAPUTO INC	18,270	26.050	475,933.50	
BANK OF MONTREAL	53,693	110.100	5,911,599.30	
BANK OF NOVA SCOTIA	88,900	59.710	5,308,219.00	
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	64,792	53.360	3,457,301.12	
NATIONAL BANK OF CANADA	25,956	89.520	2,323,581.12	
ROYAL BANK OF CANADA	105,193	118.810	12,497,980.33	
TORONTO-DOMINION BANK	139,736	83.300	11,640,008.80	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	23,555	48.520	1,142,888.60	
BROOKFIELD CORP	103,140	48.360	4,987,850.40	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	21.500	702,491.00	
IGM FINANCIAL INC	4,949	33.500	165,791.50	
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	5,042	28.100	141,680.20	
ONEX CORPORATION	4,217	93.180	392,940.06	
TMX GROUP LTD	26,034	28.700	747,175.80	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,745	1,229.350	2,145,215.75	
GREAT-WEST LIFECO INC	22,964	43.050	988,600.20	
IA FINANCIAL CORP INC	8,268	89.100	736,678.80	
INTACT FINANCIAL CORP	12,446	208.890	2,599,844.94	
MANULIFE FINANCIAL CORP	134,995	26.240	3,542,268.80	
POWER CORP OF CANADA	41,436	37.330	1,546,805.88	
SUN LIFE FINANCIAL INC	41,957	68.380	2,869,019.66	
CGI INC	15,720	137.050	2,154,426.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,480	3,215.720	4,759,265.60	
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	6,424	109.880	705,869.12	
OPEN TEXT CORP	21,507	55.330	1,189,982.31	
SHOPIFY INC - CLASS A	88,905	99.720	8,865,606.60	
BCE INC	5,509	53.120	292,638.08	
QUEBECOR INC -CL B	14,578	29.730	433,403.94	
ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	28,451	57.420	1,633,656.42	
TELUS CORP	15,222	23.860	363,196.92	
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	44,154	8.260	364,712.04	
ALTAGAS LTD	27,309	27.040	738,435.36	
BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	11,200	36.120	404,544.00	
CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,344	30.200	221,788.80	
EMERA INC	22,591	47.500	1,073,072.50	
FORTIS INC	35,086	54.360	1,907,274.96	

	HYDRO ONE LTD	24,747	37.540	929,002.38	
	NORTHLAND POWER INC	15,741	21.880	344,413.08	
	FIRSTSERVICE CORP	3,669	212.270	778,818.63	
	カナダ・ドル小計	3,035,135		182,214,346.98 (19,717,414,487)	
オーストラ リア・ドル	AMPOL LTD	19,016	34.150	649,396.40	
	SANTOS LTD	239,685	6.940	1,663,413.90	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	141,315	31.000	4,380,765.00	
	BHP GROUP LTD	376,828	46.190	17,405,685.32	
	BLUESCOPE STEEL LTD	37,214	20.310	755,816.34	
	FORTESCUE LTD	121,817	24.780	3,018,625.26	
	IGO LTD	54,323	8.530	463,375.19	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	33,723	47.550	1,603,528.65	
	MINERAL RESOURCES LTD	11,662	61.230	714,064.26	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	92,960	12.670	1,177,803.20	
	ORICA LTD	36,212	15.470	560,199.64	
	PILBARA MINERALS LTD	197,160	3.560	701,889.60	
	RIO TINTO LTD	29,368	124.580	3,658,665.44	
	SOUTH32 LTD	336,639	3.060	1,030,115.34	
	REECE LTD	13,059	18.840	246,031.56	
	BRAMBLES LTD	105,161	13.060	1,373,402.66	
	COMPUTERSHARE LTD	38,485	23.280	895,930.80	
	AURIZON HOLDINGS LTD	130,251	3.550	462,391.05	
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	5.200	406,775.20	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	45,243	40.300	1,823,292.90	
	IDP EDUCATION LTD	15,855	22.890	362,920.95	
	LOTTERY CORP LTD/THE	173,268	4.560	790,102.08	
	WESFARMERS LTD	83,000	52.720	4,375,760.00	
	COLES GROUP LTD	99,972	15.200	1,519,574.40	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	138,738	4.890	678,428.82	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	88,246	34.280	3,025,072.88	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	45,684	10.620	485,164.08	
	COCHLEAR LTD	5,404	267.000	1,442,868.00	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	14,565	49.000	713,685.00	
	SONIC HEALTHCARE LTD	31,126	28.910	899,852.66	
	CSL LTD	35,557	262.200	9,323,045.40	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	224,517	24.180	5,428,821.06	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	124,266	103.330	12,840,405.78		
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	237,426	28.100	6,671,670.60		
WESTPAC BANKING CORP	254,756	21.150	5,388,089.40		
ASX LTD	15,385	58.080	893,560.80		
MACQUARIE GROUP LTD	28,015	165.580	4,638,723.70		

	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	22,786	33.500	763,331.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	173,755	5.760	1,000,828.80	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	193,702	3.420	662,460.84	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	124,450	15.170	1,887,906.50	
	SUNCORP GROUP LTD	88,234	13.630	1,202,629.42	
	WISETECH GLOBAL LTD	10,621	66.000	700,986.00	
	XERO LTD	11,173	102.080	1,140,539.84	
	TELSTRA GROUP LTD	273,343	3.780	1,033,236.54	
	ORIGIN ENERGY LTD	134,865	8.400	1,132,866.00	
	REA GROUP LTD	3,813	158.440	604,131.72	
	SEEK LTD	29,833	23.380	697,495.54	
	オーストラリア・ドル小計	4,820,702		113,295,325.52 (11,040,629,472)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	196,924	39.150	7,709,574.60	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	101,000	79.950	8,074,950.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	94,000	8.890	835,660.00	
	MTR CORP	118,500	28.100	3,329,850.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	160,000	12.240	1,958,400.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	176,000	40.250	7,084,000.00	
	SANDS CHINA LTD	172,800	19.040	3,290,112.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	147,000	13.620	2,002,140.00	
	WH GROUP LTD	561,000	4.910	2,754,510.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	247,000	21.050	5,199,350.00	
	HANG SENG BANK LTD	63,400	87.500	5,547,500.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	88,000	279.600	24,604,800.00	
	AIA GROUP LTD	868,200	69.200	60,079,440.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	41,000	38.100	1,562,100.00	
	CLP HOLDINGS LTD	119,600	60.400	7,223,840.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	861,389	5.300	4,565,361.70	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	91,500	39.850	3,646,275.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	160,924	38.150	6,139,250.60	
	ESR GROUP LTD	157,000	10.000	1,570,000.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	190,000	10.600	2,014,000.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	83,384	21.250	1,771,910.00	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	84,833	11.720	994,242.76	
	SINO LAND CO	248,200	7.770	1,928,514.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	108,000	76.400	8,251,200.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	51.000	1,377,000.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	116,800	15.200	1,775,360.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	24.950	3,118,750.00	
	香港・ドル小計	5,408,454		178,408,090.66 (3,361,208,428)	

シンガポール・ドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	10,800	29.000	313,200.00	
	KEPPEL CORP LTD	94,400	6.430	606,992.00	
	SEATRUM LTD	3,231,727	0.107	345,794.78	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	108,600	3.720	403,992.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	113,566	6.370	723,415.42	
	GENTING SINGAPORE LTD	452,500	0.910	411,775.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	159,600	3.680	587,328.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	130,900	31.760	4,157,384.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	258,400	12.690	3,279,096.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	93,500	27.320	2,554,420.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	65,200	9.560	623,312.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	579,015	2.290	1,325,944.35	
	SEBACORP INDUSTRIES LTD	89,200	5.160	460,272.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	220,100	3.060	673,506.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	49,000	6.230	305,270.00	
	UOL GROUP LTD	30,900	5.940	183,546.00	
シンガポール・ドル小計		5,687,408		16,955,247.55 (1,871,520,226)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	90,913	7.900	718,212.70	
	EBOS GROUP LTD	12,972	36.990	479,834.28	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	45,732	23.800	1,088,421.60	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	132,027	5.070	669,376.89	
	MERCURY NZ LTD	48,206	6.080	293,092.48	
	MERIDIAN ENERGY LTD	91,327	5.130	468,507.51	
ニュージーランド・ドル小計		421,177		3,717,445.46 (337,172,303)	
イギリス・ポンド	BP PLC	1,284,625	4.719	6,062,145.37	
	SHELL PLC	508,042	25.535	12,972,852.47	
	ANGLO AMERICAN PLC	95,436	21.385	2,040,898.86	
	ANTOFAGASTA PLC	30,983	14.185	439,493.85	
	CRH PLC	54,581	49.230	2,687,022.63	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	10,296	44.500	458,172.00	
	ENDEAVOUR MINING PLC	17,507	18.340	321,078.38	
	GLENCORE PLC	773,648	4.439	3,434,223.47	
	JOHNSON MATTHEY PLC	19,637	16.065	315,468.40	
	MONDI PLC	33,905	14.000	474,670.00	
	RIO TINTO PLC	83,083	54.000	4,486,482.00	
	ASHTREAD GROUP PLC	30,439	47.340	1,440,982.26	
	BAE SYSTEMS PLC	231,522	10.350	2,396,252.70	
	BUNZL PLC	22,658	29.430	666,824.94	
	DCC PLC	5,954	53.620	319,253.48	
MELROSE INDUSTRIES PLC	119,456	5.230	624,754.88		

ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	649,146	2.634	1,709,850.56	
SMITHS GROUP PLC	24,369	16.365	398,798.68	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	5,904	91.760	541,751.04	
EXPERIAN PLC	69,750	29.180	2,035,305.00	
INTERTEK GROUP PLC	11,884	39.840	473,458.56	
RELX PLC	144,062	30.460	4,388,128.52	
RENTOKIL INITIAL PLC	190,467	4.346	827,769.58	
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	64,766	5.082	329,140.81	
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	6,637	46.460	308,355.02	
BURBERRY GROUP PLC	26,233	14.500	380,378.50	
PERSIMMON PLC	27,665	12.590	348,302.35	
TAYLOR WIMPEY PLC	225,588	1.291	291,234.10	
COMPASS GROUP PLC	127,518	20.170	2,572,038.06	
ENTAIN PLC	42,158	8.002	337,348.31	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	11,820	61.160	722,911.20	
PEARSON PLC	46,942	9.274	435,340.10	
WHITBREAD PLC	16,522	31.100	513,834.20	
JD SPORTS FASHION PLC	251,482	1.573	395,581.18	
KINGFISHER PLC	179,593	2.201	395,284.19	
NEXT PLC	9,030	79.300	716,079.00	
OCADO GROUP PLC	42,697	5.936	253,449.39	
SAINSBURY (J) PLC	113,480	2.835	321,715.80	
TESCO PLC	551,571	2.844	1,568,667.92	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	24,258	23.880	579,281.04	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	157,793	25.145	3,967,704.98	
COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	21.790	389,300.14	
DIAGEO PLC	169,199	27.400	4,636,052.60	
IMPERIAL BRANDS PLC	59,422	18.345	1,090,096.59	
HALEON PLC	415,231	3.311	1,374,829.84	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	53,559	53.900	2,886,830.10	
UNILEVER PLC	190,822	37.535	7,162,503.77	
NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
SMITH & NEPHEW PLC	57,278	10.215	585,094.77	
ASTRAZENECA PLC	115,098	100.320	11,546,631.36	
GSK PLC	311,133	14.010	4,358,973.33	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	17.225	251,312.75	
BARCLAYS PLC	1,208,742	1.403	1,695,865.02	
HSBC HOLDINGS PLC	1,465,067	5.948	8,714,218.51	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	4,801,858	0.434	2,084,006.37	
NATWEST GROUP PLC	407,238	2.064	840,539.23	
STANDARD CHARTERED PLC	182,397	6.404	1,168,070.38	
3I GROUP PLC	70,572	22.310	1,574,461.32	

	ABRDN PLC	138,015	1.672	230,761.08	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	31,008	7.104	220,280.83	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	30,487	89.100	2,716,391.70	
	M&G PLC	119,733	2.104	251,918.23	
	SCHRODERS PLC	61,711	4.010	247,461.11	
	ST JAMES' S PLACE PLC	33,823	6.474	218,970.10	
	WISE PLC - A	43,661	7.812	341,079.73	
	ADMIRAL GROUP PLC	19,808	27.030	535,410.24	
	AVIVA PLC	217,835	4.156	905,322.26	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	457,083	2.285	1,044,434.65	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	4.637	274,909.18	
	PRUDENTIAL PLC	211,966	8.542	1,810,613.57	
	SAGE GROUP PLC/THE	75,045	11.300	848,008.50	
	HALMA PLC	32,277	21.240	685,563.48	
	BT GROUP PLC	540,623	1.225	662,263.17	
	VODAFONE GROUP PLC	1,629,376	0.708	1,153,598.20	
	CENTRICA PLC	403,810	1.474	595,215.94	
	NATIONAL GRID PLC	280,606	10.255	2,877,614.53	
	SEVERN TRENT PLC	20,117	27.160	546,377.72	
	SSE PLC	78,838	18.305	1,443,129.59	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	51,208	11.250	576,090.00	
	AUTO TRADER GROUP PLC	77,901	7.182	559,484.98	
	INFORMA PLC	102,755	7.380	758,331.90	
	WPP PLC	78,503	7.030	551,876.09	
	イギリス・ポンド小計	20,682,594		134,366,216.04 (25,104,983,805)	
イスラエル・シュケ ル	ICL GROUP LTD	67,143	19.430	1,304,588.49	
	ELBIT SYSTEMS LTD	1,389	759.100	1,054,389.90	
	BANK HAPOLIM BM	98,327	32.000	3,146,464.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	115,937	28.800	3,338,985.60	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	85,339	18.530	1,581,331.67	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	11,916	136.400	1,625,342.40	
	NICE LTD	3,919	717.800	2,813,058.20	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	221.700	781,935.90	
	イスラエル・シュケル小計	387,497		15,646,096.16 (624,488,894)	
スイス・フ ラン	CLARIANT AG-REG	10,101	13.070	132,020.07	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	614.500	330,601.00	
	GIVAUDAN-REG	680	3,245.000	2,206,600.00	
	HOLCIM LTD	39,459	63.900	2,521,430.10	
	SIG GROUP AG	22,269	20.260	451,169.94	
	SIKA AG-REG	11,005	236.800	2,605,984.00	

	ABB LTD-REG	119,421	34.090	4,071,061.89	
	GEBERIT AG-REG	2,322	486.400	1,129,420.80	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,766	186.600	329,535.60	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3,030	196.150	594,334.50	
	VAT GROUP AG	2,164	389.000	841,796.00	
	ADECCO GROUP AG-REG	14,810	42.020	622,316.20	
	SGS SA-REG	11,450	74.480	852,796.00	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	4,194	256.200	1,074,502.80	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	39,172	109.500	4,289,334.00	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	1,716	229.800	394,336.80	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	5,225	43.850	229,116.25	
	AVOLTA AG	8,656	30.870	267,210.72	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	216	1,453.000	313,848.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	72	10,880.000	783,360.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	107,400.000	859,200.00	
	NESTLE SA-REG	200,093	99.130	19,835,219.09	
	ALCON INC	35,956	65.420	2,352,241.52	
	SONOVA HOLDING AG-REG	4,173	251.800	1,050,761.40	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	8,823	122.000	1,076,406.00	
	BACHEM HOLDING AG	1,756	65.800	115,544.80	
	LONZA GROUP AG-REG	5,801	341.800	1,982,781.80	
	NOVARTIS AG-REG	154,681	84.840	13,123,136.04	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2,584	249.200	643,932.80	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	52,244	236.400	12,350,481.60	
	SANDOZ GROUP AG	30,936	25.980	803,717.28	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,006	106.100	318,936.60	
	JULIUS BAER GROUP LTD	15,168	43.400	658,291.20	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,585	1,144.000	1,813,240.00	
	UBS GROUP AG-REG	248,248	23.900	5,933,127.20	
	BALOISE HOLDING AG - REG	3,909	129.800	507,388.20	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	2,221	118.100	262,300.10	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,272	561.000	1,274,592.00	
	SWISS RE AG	22,781	102.750	2,340,747.75	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	11,172	435.500	4,865,406.00	
	TEMENOS AG - REG	3,743	72.920	272,939.56	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	13,555	75.060	1,017,438.30	
	SWISSCOM AG-REG	1,994	511.400	1,019,731.60	
	BKW AG	1,385	150.900	208,996.50	
	SWISS PRIME SITE-REG	5,572	87.300	486,435.60	
	スイス・フラン小計	1,131,932		99,213,767.61 (16,723,472,668)	
デンマーク	CHR HANSEN HOLDING A/S	7,211	534.600	3,855,000.60	

ク・クロー ネ	NOVOZYMES A/S-B SHARES	15,785	349.500	5,516,857.50	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	513	1,825.000	936,225.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	78,424	182.540	14,315,516.96	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	206	10,710.000	2,206,260.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	412	10,870.000	4,478,440.00	
	DSV A/S	13,716	1,053.500	14,449,806.00	
	PANDORA A/S	5,888	911.400	5,366,323.20	
	CARLSBERG AS-B	8,080	827.400	6,685,392.00	
	COLOPLAST-B	8,316	803.200	6,679,411.20	
	DEMANT A/S	8,178	290.700	2,377,344.60	
	GENMAB A/S	4,634	2,142.000	9,926,028.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	245,570	689.400	169,295,958.00	
	DANSKE BANK A/S	50,000	175.850	8,792,500.00	
	TRYG A/S	24,975	145.950	3,645,101.25	
	ORSTED A/S	14,988	316.000	4,736,208.00	
デンマーク・クローネ小計		486,896		263,262,372.31 (5,702,262,984)	
ノルウェ ー・クロー ネ	AKER BP ASA	21,204	304.600	6,458,738.40	
	EQUINOR ASA	72,237	342.250	24,723,113.25	
	NORSK HYDRO ASA	108,109	63.060	6,817,353.54	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	361.900	4,602,644.20	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	6,526	464.600	3,031,979.60	
	MOWI ASA	30,723	192.250	5,906,496.75	
	ORKLA ASA	63,195	79.920	5,050,544.40	
	SALMAR ASA	4,188	584.600	2,448,304.80	
	DNB BANK ASA	66,810	204.800	13,682,688.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,691	182.000	3,401,762.00	
	TELENOR ASA	48,435	115.650	5,601,507.75	
	ADEVINTA ASA	15,540	111.400	1,731,156.00	
ノルウェー・クローネ小計		468,376		83,456,288.69 (1,152,531,347)	
スウェーデ ン・クロー ナ	BOLIDEN AB	20,658	284.350	5,874,102.30	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	440.600	3,094,774.40	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	52,203	159.400	8,321,158.20	
	ALFA LAVAL AB	23,093	389.800	9,001,651.40	
	ASSA ABLOY AB-B	72,539	269.600	19,556,514.40	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	200,121	161.750	32,369,571.75	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	125,066	138.650	17,340,400.90	
	BEIJER REF AB	23,918	117.100	2,800,797.80	
	EPIROC AB-A	44,746	194.000	8,680,724.00	
	EPIROC AB-B	33,182	164.900	5,471,711.80	
HUSQVARNA AB-B SHS	34,897	80.300	2,802,229.10		

	INDUTRADE AB	17,913	230.300	4,125,363.90	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	8,223	232.900	1,915,136.70	
	LIFCO AB-B SHS	15,149	229.200	3,472,150.80	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	109,274	62.580	6,838,366.92	
	SAAB AB-B	6,953	547.600	3,807,462.80	
	SANDVIK AB	76,866	204.400	15,711,410.40	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	168.200	4,527,103.00	
	SKF AB-B SHARES	31,715	195.500	6,200,282.50	
	VOLVO AB-A SHS	13,283	245.400	3,259,648.20	
	VOLVO AB-B SHS	111,479	242.200	27,000,213.80	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	92.840	3,807,368.40	
	VOLVO CAR AB-B	38,628	34.380	1,328,030.64	
	EVOLUTION AB	13,101	1,101.800	14,434,681.80	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	175.040	9,138,838.40	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	45,427	263.400	11,965,471.80	
	GETINGE AB-B SHS	13,151	225.900	2,970,810.90	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	252.400	3,410,681.20	
	NORDEA BANK ABP	248,187	116.900	29,013,060.30	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	129,315	126.800	16,397,142.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	113,533	99.240	11,267,014.92	
	SWEDBANK AB - A SHARES	63,538	193.250	12,278,718.50	
	EQT AB	23,194	248.800	5,770,667.20	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	7,211	314.900	2,270,743.90	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	10,642	314.700	3,349,037.40	
	INVESTOR AB-B SHS	131,535	215.500	28,345,792.50	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	498.100	3,028,946.10	
	ERICSSON LM-B SHS	221,040	52.580	11,622,283.20	
	HEXAGON AB-B SHS	157,105	104.500	16,417,472.50	
	TELE2 AB-B SHS	38,424	81.900	3,146,925.60	
	TELIA CO AB	187,675	24.920	4,676,861.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	31,938	62.820	2,006,345.16	
	SAGAX AB-B	14,721	239.300	3,522,735.30	
	スウェーデン・クローナ小計	2,656,396		392,340,403.79 (5,575,157,138)	
ユーロ	ENI SPA	167,120	15.108	2,524,848.96	
	GALP ENERGIA SGPS SA	31,670	13.620	431,345.40	
	NESTE OYJ	31,509	34.200	1,077,607.80	
	OMV AG	10,043	39.370	395,392.91	
	REPSOL SA	96,457	14.025	1,352,809.42	
	TENARIS SA	41,201	15.335	631,817.33	
	TOTALENERGIES SE	169,457	61.680	10,452,107.76	
	AIR LIQUIDE SA	39,911	173.760	6,934,935.36	

AKZO NOBEL N.V.	12,475	70.180	875,495.50	
ARCELORMITTAL	33,606	22.830	767,224.98	
ARKEMA	5,145	93.520	481,160.40	
BASF SE	64,323	42.975	2,764,280.92	
COVESTRO AG	16,049	48.600	779,981.40	
DSM-FIRMENICH AG	13,915	87.170	1,212,970.55	
EVONIK INDUSTRIES AG	17,669	17.410	307,617.29	
HEIDELBERG MATERIALS AG	10,008	74.100	741,592.80	
OCI NV	6,000	20.950	125,700.00	
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	20,828	33.150	690,448.20	
SOLVAY SA	4,802	105.450	506,370.90	
STORA ENSO OYJ-R SHS	39,228	11.985	470,147.58	
SYMRISE AG	9,721	101.400	985,709.40	
UMICORE	16,912	24.430	413,160.16	
UPM-KYMMENE OYJ	38,447	32.000	1,230,304.00	
VOESTALPINE AG	10,410	26.040	271,076.40	
WACKER CHEMIE AG	1,414	112.900	159,640.60	
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	14,086	36.760	517,801.36	
AIRBUS SE	43,824	135.560	5,940,781.44	
ALSTOM	25,574	11.495	293,973.13	
BOUYGUES SA	17,123	35.140	601,702.22	
BRENNTAG SE	12,153	77.260	938,940.78	
CNH INDUSTRIAL NV	82,028	9.690	794,851.32	
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	34,454	59.420	2,047,256.68	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	35,066	29.830	1,046,018.78	
DASSAULT AVIATION SA	1,720	185.000	318,200.00	
EIFFAGE	6,641	92.760	616,019.16	
FERROVIAL SE	38,869	31.540	1,225,928.26	
GEA GROUP AG	10,467	33.700	352,737.90	
IMCD NV	4,340	137.400	596,316.00	
KINGSPAN GROUP PLC	11,262	71.300	802,980.60	
KNORR-BREMSE AG	7,217	57.860	417,575.62	
KONE OYJ-B	24,225	40.760	987,411.00	
LEGRAND SA	19,539	88.160	1,722,558.24	
METSO CORP	50,483	9.102	459,496.26	
MTU AERO ENGINES AG	3,854	187.850	723,973.90	
PRYSMIAN SPA	19,681	35.270	694,148.87	
RATIONAL AG	350	590.000	206,500.00	
RHEINMETALL AG	2,899	275.200	797,804.80	
SAFRAN SA	25,961	160.140	4,157,394.54	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	41,472	167.200	6,934,118.40	
SIEMENS AG-REG	56,806	152.880	8,684,501.28	

SIEMENS ENERGY AG	40,928	10.765	440,589.92	
THALES SA	7,074	138.650	980,810.10	
VINCI SA	38,750	112.120	4,344,650.00	
WARTSILA OYJ ABP	38,260	12.700	485,902.00	
BUREAU VERITAS SA	17,817	22.470	400,347.99	
RANDSTAD NV	8,946	54.880	490,956.48	
TELEPERFORMANCE	4,299	130.300	560,159.70	
WOLTERS KLUWER	18,802	125.950	2,368,111.90	
ADP	1,346	113.000	152,098.00	
AENA SME SA	5,640	156.500	882,660.00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50,885	8.020	408,097.70	
DHL GROUP	73,067	42.910	3,135,304.97	
GETLINK SE	30,428	16.745	509,516.86	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	23,310	96.070	2,239,391.70	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	3,679	87.250	320,992.75	
CONTINENTAL AG	8,078	71.600	578,384.80	
DR ING HC F PORSCHE AG	8,498	84.880	721,310.24	
FERRARI NV	8,992	335.400	3,015,916.80	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	61,762	59.290	3,661,868.98	
MICHELIN (CGDE)	51,844	30.840	1,598,868.96	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	10,089	45.210	456,123.69	
RENAULT SA	14,764	35.825	528,920.30	
STELLANTIS NV	171,748	19.714	3,385,840.07	
VALEO	14,444	13.535	195,499.54	
VOLKSWAGEN AG	1,960	119.450	234,122.00	
VOLKSWAGEN AG-PREF	15,275	106.880	1,632,592.00	
ADIDAS AG	12,090	192.720	2,329,984.80	
HERMES INTERNATIONAL	2,402	1,897.000	4,556,594.00	
KERING	5,801	391.000	2,268,191.00	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	20,510	690.500	14,162,155.00	
MONCLER SPA	15,710	51.020	801,524.20	
PUMA SE	9,601	58.480	561,466.48	
SEB SA	1,127	104.600	117,884.20	
ACCOR SA	16,469	31.630	520,914.47	
AMADEUS IT GROUP SA	32,915	63.820	2,100,635.30	
DELIVERY HERO SE	13,293	30.425	404,439.52	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	13,239	143.750	1,903,106.25	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	5,785	33.120	191,599.20	
SODEXO SA	6,960	99.340	691,406.40	
D' IETEREN GROUP	1,885	157.000	295,945.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	81,748	37.540	3,068,819.92	
PROSUS NV	114,557	30.075	3,445,301.77	

ZALANDO SE	17,418	22.080	384,589.44	
CARREFOUR SA	49,914	17.355	866,257.47	
HELLOFRESH SE	9,790	14.420	141,171.80	
JERONIMO MARTINS	22,106	22.520	497,827.12	
KESKO OYJ-B SHS	20,250	17.485	354,071.25	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	71,069	26.340	1,871,957.46	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	66,143	57.180	3,782,056.74	
DANONE	50,315	59.150	2,976,132.25	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	35,407	9.936	351,803.95	
HEINEKEN HOLDING NV	7,962	70.550	561,719.10	
HEINEKEN NV	22,805	82.720	1,886,429.60	
JDE PEET'S NV	13,317	24.420	325,201.14	
KERRY GROUP PLC-A	12,402	73.780	915,019.56	
LOTUS BAKERIES	31	7,980.000	247,380.00	
PERNOD RICARD SA	14,736	155.750	2,295,132.00	
REMY COINTREAU	2,008	108.550	217,968.40	
BEIERSDORF AG	6,813	129.150	879,898.95	
HENKEL AG & CO KGAA	8,714	62.700	546,367.80	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	13,009	71.380	928,582.42	
L'OREAL	17,738	431.850	7,660,155.30	
AMPLIFON SPA	10,123	28.240	285,873.52	
BIOMERIEUX	2,791	98.840	275,862.44	
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	3,583	83.980	300,900.34	
DIASORIN SPA	1,313	86.160	113,128.08	
ESSILORLUXOTTICA	21,958	177.240	3,891,835.92	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	17,125	37.280	638,420.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	31,227	28.570	892,155.39	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	68,092	18.828	1,282,036.17	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	19,203	52.420	1,006,621.26	
ARGENX SE	4,159	402.200	1,672,749.80	
BAYER AG-REG	75,808	30.670	2,325,031.36	
EUROFINS SCIENTIFIC	9,270	52.820	489,641.40	
GRIFOLS SA	15,169	12.660	192,039.54	
IPSEN	3,380	102.900	347,802.00	
MERCK KGAA	8,996	160.400	1,442,958.40	
ORION OYJ-CLASS B	10,542	36.500	384,783.00	
QIAGEN N.V.	15,665	37.630	589,473.95	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	8,068	44.320	357,573.76	
SANOFI	86,255	84.870	7,320,461.85	
SARTORIUS AG-VORZUG	2,164	294.500	637,298.00	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,207	207.500	457,952.50	
UCB SA	10,230	67.300	688,479.00	

ABN AMRO BANK NV-CVA	28,787	12.525	360,557.17	
AIB GROUP PLC	90,921	4.148	377,140.30	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	452,595	8.696	3,935,766.12	
BANCO SANTANDER SA	1,229,919	3.798	4,671,232.36	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	75,242	8.574	645,124.90	
BNP PARIBAS	80,474	56.920	4,580,580.08	
CAIXABANK SA	308,048	4.197	1,292,877.45	
COMMERZBANK AG	73,561	11.305	831,607.10	
CREDIT AGRICOLE SA	90,899	11.800	1,072,608.20	
ERSTE GROUP BANK AG	25,105	36.730	922,106.65	
FINECOBANK SPA	43,093	12.235	527,242.85	
ING GROEP NV	270,646	12.768	3,455,608.12	
INTESA SANPAOLO	1,163,000	2.646	3,077,298.00	
KBC GROUP NV	17,643	52.480	925,904.64	
MEDIOBANCA SPA	47,708	10.730	511,906.84	
SOCIETE GENERALE SA	55,196	22.740	1,255,157.04	
UNICREDIT SPA	141,513	25.325	3,583,816.72	
ADYEN NV	1,553	1,087.800	1,689,353.40	
AMUNDI SA	3,955	56.100	221,875.50	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	146,020	11.272	1,645,937.44	
DEUTSCHE BOERSE AG	14,432	174.050	2,511,889.60	
EDENRED	20,297	50.020	1,015,255.94	
EURAZEO SE	1,792	62.750	112,448.00	
EURONEXT NV	5,502	76.100	418,702.20	
EXOR NV	8,669	88.400	766,339.60	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	7,933	72.300	573,555.90	
NEXI SPA	57,060	7.102	405,240.12	
SOFINA	804	202.600	162,890.40	
WENDEL	2,547	78.500	199,939.50	
WORLDLINE SA	16,677	13.950	232,644.15	
AEGON LTD	127,748	4.942	631,330.61	
AGEAS	11,247	39.410	443,244.27	
ALLIANZ SE-REG	29,598	231.000	6,837,138.00	
ASR NEDERLAND NV	14,593	37.420	546,070.06	
ASSICURAZIONI GENERALI	72,382	18.970	1,373,086.54	
AXA SA	132,535	28.440	3,769,295.40	
HANNOVER RUECK SE	4,298	217.500	934,815.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	10,609	387.500	4,110,987.50	
NN GROUP NV	16,917	31.750	537,114.75	
POSTE ITALIANE SPA	34,720	9.814	340,742.08	
SAMPO OYJ-A SHS	36,423	39.315	1,431,970.24	
TALANX AG	5,345	65.700	351,166.50	

BECHTLE AG	4,305	45.770	197,039.85	
CAPGEMINI SE	12,750	188.550	2,404,012.50	
DASSAULT SYSTEMES SE	50,781	43.125	2,189,930.62	
NEMETSCHEK SE	5,941	81.040	481,458.64	
SAP SE	78,890	144.540	11,402,760.60	
NOKIA OYJ	404,925	3.247	1,314,791.47	
ASM INTERNATIONAL NV	3,170	469.400	1,487,998.00	
ASML HOLDING NV	30,212	629.200	19,009,390.40	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,286	128.550	808,065.30	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	97,120	35.700	3,467,184.00	
STMICROELECTRONICS NV	48,663	43.035	2,094,212.20	
CELLNEX TELECOM SA	41,167	35.100	1,444,961.70	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	245,684	21.935	5,389,078.54	
ELISA OYJ	10,160	41.240	418,998.40	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	28,190	11.300	318,547.00	
KONINKLIJKE KPN NV	222,179	3.170	704,307.43	
ORANGE	132,722	11.258	1,494,184.27	
TELECOM ITALIA SPA	696,355	0.263	183,141.36	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	79,654	2.350	187,186.90	
TELEFONICA SA	412,202	3.888	1,602,641.37	
ACCIONA SA	1,810	128.800	233,128.00	
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	6,849	26.740	183,142.26	
E. ON SE	164,322	11.975	1,967,755.95	
EDP RENOVAVEIS SA	27,294	16.345	446,120.43	
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	227,046	4.404	999,910.58	
ELIA GROUP SA/NV	2,111	98.500	207,933.50	
ENAGAS SA	14,471	16.745	242,316.89	
ENDESA SA	25,535	19.100	487,718.50	
ENEL SPA	617,940	6.433	3,975,208.02	
ENGIE	142,233	15.872	2,257,522.17	
FORTUM OYJ	30,500	12.960	395,280.00	
IBERDROLA SA	449,851	11.305	5,085,565.55	
NATURGY ENERGY GROUP SA	10,603	27.200	288,401.60	
REDEIA CORP SA	34,539	15.330	529,482.87	
RWE AG	48,289	39.260	1,895,826.14	
SNAM SPA	133,867	4.559	610,299.65	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	101,686	7.408	753,289.88	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	48,732	28.680	1,397,633.76	
VERBUND AG	5,338	84.700	452,128.60	
BOLLORE SE	69,288	5.340	369,997.92	
PUBLICIS GROUPE	15,558	77.280	1,202,322.24	
SCOUT24 SE	4,671	63.320	295,767.72	

	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	66,170	24.190	1,600,652.30	
	VIVENDI SE	57,161	8.754	500,387.39	
	LEG IMMOBILIE SE	6,505	71.900	467,709.50	
	VONOVIA SE	52,313	25.950	1,357,522.35	
	ユーロ小計	13,426,510		350,987,022.51 (56,687,914,006)	
	合計	84,138,056		582,354,704,334 (582,354,704,334)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	603 銘柄	71.5%	74.6%
カナダ・ドル	株式	86 銘柄	3.2%	3.4%
オーストラリア・ドル	株式	48 銘柄	1.8%	1.9%
香港・ドル	株式	27 銘柄	0.6%	0.6%
シンガポール・ドル	株式	16 銘柄	0.3%	0.3%
ニュージーランド・ドル	株式	6 銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	株式	82 銘柄	4.1%	4.3%
イスラエル・シェケル	株式	8 銘柄	0.1%	0.1%
スイス・フラン	株式	45 銘柄	2.8%	2.9%
デンマーク・クローネ	株式	16 銘柄	0.9%	1.0%
ノルウェー・クローネ	株式	12 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	株式	43 銘柄	0.9%	1.0%
ユーロ	株式	222 銘柄	9.3%	9.7%

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	13,343.00	1,454,520.43	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	26,290.00	940,919.10	
		AMERICAN TOWER CORP	34,996.00	7,215,475.28	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	35,166.00	636,504.60	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	10,245.00	1,750,153.35	
		BOSTON PROPERTIES INC	9,604.00	547,428.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	7,861.00	705,524.75	
		CROWN CASTLE INC	33,131.00	3,842,533.38	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	22,476.00	3,106,183.20	
		EQUINIX INC	6,935.00	5,605,629.85	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	14,256.00	999,203.04	
		EQUITY RESIDENTIAL	26,128.00	1,478,322.24	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	4,379.00	929,355.17	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	15,328.00	1,985,435.84	

		GAMING AND LEISURE PROPRTIE	17,613.00	808,084.44	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	22,843.00	345,614.59	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	36,377.00	623,501.78	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	59,277.00	1,033,790.88	
		INVITATION HOMES INC	44,730.00	1,474,300.80	
		IRON MOUNTAIN INC	23,774.00	1,504,418.72	
		KIMCO REALTY CORP	44,824.00	852,552.48	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	9,567.00	1,184,968.62	
		PROLOGIS INC	69,206.00	7,823,046.24	
		PUBLIC STORAGE	11,880.00	3,063,852.00	
		REALTY INCOME CORP	49,884.00	2,677,274.28	
		REGENCY CENTERS CORP	13,101.00	805,318.47	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	8,176.00	2,004,755.20	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	24,260.00	2,978,157.60	
		SUN COMMUNITIES INC	10,118.00	1,295,104.00	
		UDR INC	20,610.00	686,106.90	
		VENTAS INC	28,342.00	1,287,010.22	
		VICI PROPERTIES INC	76,652.00	2,270,432.24	
		WELLTOWER INC	37,522.00	3,309,440.40	
		WEYERHAEUSER CO	54,126.00	1,715,794.20	
		WP CAREY INC	16,778.00	1,043,423.82	
		アメリカ・ドル小計	939,798.00	69,984,136.11 (10,292,566,898)	
カナダ・ドル		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	8,170.00	374,349.40	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	7,441.00	129,696.63	
		カナダ・ドル小計	15,611.00	504,046.03 (54,542,821)	
オーストラリア・ドル		APA GROUP	89,811.00	756,208.62	
		DEXUS/AU	79,604.00	557,228.00	
		GOODMAN GROUP	133,948.00	3,123,667.36	
		GPT GROUP	121,221.00	494,581.68	
		LENDLEASE GROUP	63,652.00	424,558.84	
		MIRVAC GROUP	326,863.00	643,920.11	
		SCENTRE GROUP	350,311.00	921,317.93	
		STOCKLAND	193,824.00	788,863.68	
		TRANSURBAN GROUP	235,928.00	3,026,956.24	
		VICINITY CENTRES	241,241.00	437,852.41	
		オーストラリア・ドル小計	1,836,403.00	11,175,154.87 (1,089,018,842)	
香港・ドル		HKT TRUST AND HKT LTD-SS	276,000.00	2,318,400.00	
		LINK REIT	189,400.00	7,367,660.00	
		香港・ドル小計	465,400.00	9,686,060.00	

			(182,485,370)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	267,000.00	758,280.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	408,716.00	756,124.60	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	208,100.00	337,122.00	
	MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	112,400.00	153,988.00	
シンガポール・ドル小計		996,216.00	2,005,514.60	(221,368,702)
イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	376,261.10	
	SEGRO PLC	89,254.00	732,239.81	
イギリス・ポンド小計		149,111.00	1,108,500.91	(207,112,310)
ユーロ	COVIVIO	2,388.00	105,931.68	
	GECINA SA	3,082.00	311,898.40	
	KLEPIERRE	18,172.00	419,773.20	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	8,942.00	512,018.92	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	13,418.00	342,427.36	
ユーロ小計		46,002.00	1,692,049.56	(273,282,924)
投資証券合計			12,320,377,867	(12,320,377,867)
合 計			12,320,377,867	(12,320,377,867)

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	35 銘柄	1.7%	83.5%
カナダ・ドル	投資証券	2 銘柄	0.0%	0.4%
オーストラリア・ドル	投資証券	10 銘柄	0.2%	8.8%
香港・ドル	投資証券	2 銘柄	0.0%	1.5%
シンガポール・ドル	投資証券	4 銘柄	0.0%	1.8%
イギリス・ポンド	投資証券	2 銘柄	0.0%	1.7%
ユーロ	投資証券	5 銘柄	0.0%	2.2%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド

2023年12月29日現在

I 資産総額	18,512,867,527 円
II 負債総額	10,811,597 円
III 純資産総額 (I - II)	18,502,055,930 円
IV 発行済口数	8,834,005,786 口
V 1口あたり純資産額 (III / IV) (1万口あたり純資産額)	2.0944 円 (20,944 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2023年12月29日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

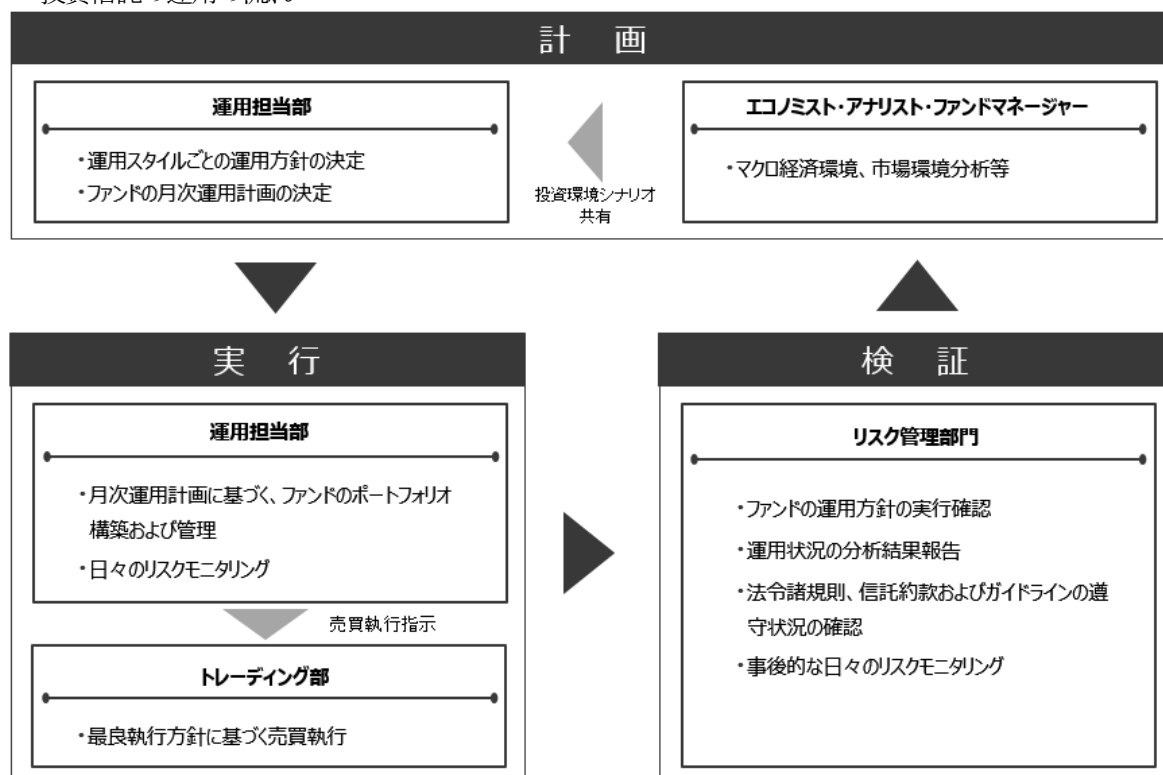
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかると業務を行っています。

2023年12月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	691	11,388,930
単位型株式投資信託	98	672,908
追加型公社債投資信託	1	25,097
単位型公社債投資信託	159	257,300
合計	949	12,344,237

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
なお、当中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）は、改正府令附則第 3 条第 1 項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 2 当社は、第 38 期（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 39 期中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅野 雅子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井 康治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示

に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,008,279	37,742,400
金銭の信託	-	12,645,575
顧客分別金信託	300,041	300,046
前払費用	475,266	546,900
未収入金	103,809	437,880
未収委託者報酬	12,125,117	11,563,662
未収運用受託報酬	2,437,063	2,138,030
未収投資助言報酬	388,639	344,586
未収収益	36,700	35,477
その他の流動資産	18,458	8,423
流動資産合計	64,893,375	65,762,982
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,433,442	1,361,305
器具備品	653,985	559,057
土地	710	710
リース資産	7,357	4,114
建設仮勘定	5,500	81,240
有形固定資産合計	2,100,996	2,006,427
無形固定資産		
ソフトウェア	2,766,476	2,414,295
ソフトウェア仮勘定	100,616	508,956
のれん	3,349,950	3,045,409
顧客関連資産	13,558,615	11,445,340
電話加入権	12,716	12,706
商標権	42	36
無形固定資産合計	19,788,417	17,426,744
投資その他の資産		
投資有価証券	14,212,354	9,222,276
関係会社株式	11,246,398	11,850,598
長期差入保証金	1,414,646	1,388,987
長期前払費用	77,936	80,207
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	△20,750	△20,750
投資その他の資産合計	27,021,065	22,611,799
固定資産合計	48,910,479	42,044,971
資産合計	113,803,855	107,807,953

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,567	2,564
顧客からの預り金	6,045	11,094
その他の預り金	196,515	128,069
未払金		
未払収益分配金	1,969	2,013
未払償還金	152	1,312
未払手数料	5,545,582	5,194,011
その他未払金	48,893	259,542
未払費用	7,379,404	6,370,986
未払消費税等	1,133,332	406,770
未払法人税等	2,455,291	333,009
賞与引当金	2,100,323	1,801,492
資産除去債務	7,192	13,940
その他の流動負債	40,396	73,657
流動負債合計	18,918,667	14,598,465
固定負債		
リース債務	4,525	1,960
繰延税金負債	1,279,409	550,493
退職給付引当金	5,084,506	5,027,832
その他の固定負債	4,620	-
固定負債合計	6,373,062	5,580,287
負債合計	25,291,730	20,178,752
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,834,794	3,391,568
利益剰余金合計	4,119,040	3,675,814
株主資本計	88,214,986	87,771,760
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	297,138	△ 142,558
評価・換算差額等合計	297,138	△ 142,558
純資産合計	88,512,124	87,629,201
負債・純資産合計	113,803,855	107,807,953

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	66,139,024	61,471,271
運用受託報酬	9,652,634	8,978,419
投資助言報酬	1,256,334	1,273,386
その他営業収益		
サービス支援手数料	199,046	208,222
その他	32,936	22,995
営業収益計	77,279,976	71,954,296
営業費用		
支払手数料	30,522,133	28,036,456
広告宣伝費	330,161	294,588
調査費		
調査費	3,196,921	3,749,357
委託調査費	12,192,048	11,455,987
営業雑経費		
通信費	67,600	61,068
印刷費	494,834	452,951
協会費	34,433	38,701
諸会費	30,488	33,447
情報機器関連費	4,767,504	5,067,617
販売促進費	31,930	29,621
その他	181,301	197,696
営業費用合計	51,849,358	49,417,495
一般管理費		
給料		
役員報酬	263,893	219,872
給料・手当	8,664,828	7,807,797
賞与	991,916	1,042,472
賞与引当金繰入額	2,100,323	1,798,492
交際費	12,301	27,713
寄付金	29,273	25,518
事務委託費	1,422,189	1,727,189
旅費交通費	16,863	99,733
租税公課	476,729	352,030
不動産賃借料	1,289,256	1,268,303
退職給付費用	632,559	624,551
固定資産減価償却費	3,133,951	3,247,869
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	256,994	200,758
一般管理費合計	19,595,622	18,746,845
営業利益	5,834,995	3,789,956

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	7,666	1,755
受取利息	1,836	1,373
時効成立分配金・償還金	43,406	521
原稿・講演料	2,587	2,281
投資有価証券償還益	383,608	119,033
投資有価証券売却益	911,268	25,848
為替差益	4,673	5,816
雑収入	81,640	91,814
営業外収益合計	1,436,686	248,443
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	454,339
投資有価証券償還損	146,219	83,598
投資有価証券売却損	81,384	152,691
雑損失	2,866	-
営業外費用合計	230,470	690,629
経常利益	7,041,212	3,347,770
特別損失		
固定資産除却損	※1 83,651	13,203
システム統合関連費用	※2 375,636	-
早期退職費用	※3 260,075	126,832
支払補償費	※4 -	30,075
その他特別損失	67,000	-
特別損失合計	786,362	170,111
税引前当期純利益	6,254,849	3,177,659
法人税、住民税及び事業税	3,101,482	1,622,064
法人税等調整額	△965,673	△ 541,433
法人税等合計	2,135,809	1,080,631
当期純利益	4,119,040	2,097,028

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242
当期変動額								
剰余金の配当								
欠損填補			△8,460,037	△8,460,037				8,460,037
当期純利益								4,119,040
任意積立金の 取崩						△60,000	△1,476,959	1,536,959
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△8,460,037	△8,460,037	—	△60,000	△1,476,959	14,116,037
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	—	—	3,834,794

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当期変動額					
剰余金の配当					
欠損填補	8,460,037	—			—
当期純利益	4,119,040	4,119,040			4,119,040
任意積立金の取崩	—	—			—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△652,227	△652,227	△652,227
当期変動額合計	12,579,078	4,119,040	△652,227	△652,227	3,466,812
当期末残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2,540,254	△ 2,540,254			△ 2,540,254
当期純利益	2,097,028	2,097,028			2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 439,697	△ 439,697	△ 439,697
当期変動額合計	△ 443,225	△ 443,225	△ 439,697	△ 439,697	△ 882,923
当期末残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」注記については記載していません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
建物	210,548 千円	301,463 千円
器具備品	1,309,352 千円	1,499,284 千円
リース資産	6,073 千円	7,493 千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円	10,000,000 千円
借入実行残高	— 千円	— 千円
差引額	10,000,000 千円	10,000,000 千円

3 保証債務

当社は、子会社である Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023 年 6 月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	57,356 千円	12,514 千円

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
建物	一千円	2,482 千円
器具備品	0 千円	4,273 千円
リース資産	一千円	532 千円
ソフトウェア	83,651 千円	5,915 千円

※2 システム統合関連費用

社内システム統合に伴うものであり、主にデータの移行費用などです。

※3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用です。

※4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用です。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1年以内	1,166,952	1,161,545
1年超	2,323,090	1,161,545
合計	3,490,042	2,323,090

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1）参照。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	—	—	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	14,172,545	14,172,545	—
資産計	14,172,545	14,172,545	—

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	12,645,575	12,645,575	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,182,466	9,182,466	—
資産計	21,828,042	21,828,042	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
その他有価証券 非上場株式	39,809	39,809
合計	39,809	39,809
子会社株式 非上場株式	11,246,398	11,850,598
合計	11,246,398	11,850,598

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	12,645,575	—	12,645,575
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,182,466	—	9,182,466
資産計	—	21,828,042	—	21,828,042

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度 (2022年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2023年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式11,850,598千円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位: 千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	9,299,062	8,672,725	626,337
小計	9,299,062	8,672,725	626,337
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,873,482	5,039,817	△166,335
小計	4,873,482	5,039,817	△166,335
合計	14,172,545	13,712,543	460,001

(注) 非上場株式等 (貸借対照表計上額 39,809千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位: 千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,038,462	6,295,278	△256,815
小計	6,038,462	6,295,278	△256,815
合計	9,182,466	9,349,645	△167,178

(注) 非上場株式等 (貸借対照表計上額 39,809千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位: 千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,082,976	911,268	81,384

(単位: 千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
7,183,410	383,608	146,219

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位: 千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691

(単位: 千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,258,448	5,084,506
勤務費用	454,611	429,188
利息費用	1,013	6,502
数理計算上の差異の発生額	△34,553	△12,781
退職給付の支払額	△595,013	△479,583
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	5,084,506	5,027,832

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	5,084,506	5,027,832
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	5,084,506	5,027,832

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
勤務費用	454,611	429,188
利息費用	1,013	6,502
数理計算上の差異の費用処理額	△34,553	△12,781
その他	211,487	201,641
確定給付制度に係る退職給付費用	632,559	624,551

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
割引率	0.130%	0.230%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 237,296 千円、当事業年度 241,556 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
(単位：千円)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,556,876	1,539,522
賞与引当金	643,119	551,617
調査費	279,809	473,972
未払金	284,070	211,439
未払事業税	139,522	39,995
ソフトウェア償却	107,998	105,506
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	93,946	120,350
その他	28,056	21,158
繰延税金資産小計	3,248,274	3,178,439
評価性引当額	△189,102	△193,662
繰延税金資産合計	3,059,171	2,984,776
繰延税金負債		
無形固定資産	4,151,648	3,504,563
資産除去債務	825	3,201
その他有価証券評価差額金	186,107	27,506
繰延税金負債合計	4,338,581	3,535,270
繰延税金資産（負債）の純額	△1,279,409	△550,493

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	3.0
のれん償却費	1.4	2.9
所得税額控除による税額控除	—	△1.3
その他	0.3	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.1	34.0

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	66,139,024	9,652,634	1,256,334	231,982	77,279,976

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,727,024	未払手数料	1,098,966
親会社の 子会社	SMBG 日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	8,397,864	未払手数料	1,661,614

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ (東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	5,279,199	未払手数料	1,265,651
親会社の 子会社	SMBG 日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	7,030,381	未払手数料	1,288,749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ (東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	2,613.28円	2,587.21円
1株当たり当期純利益	121.61円	61.91円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	4,119,040	2,097,028
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	4,119,040	2,097,028
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第 39 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		71,777,366
金銭の信託		12,836,073
顧客分別金信託		300,049
前払費用		544,624
未収委託者報酬		13,133,566
未収運用受託報酬		2,879,922
未収投資助言報酬		463,644
未収収益		67,881
その他		193,812
流動資産合計		102,196,941
固定資産		
有形固定資産	※1	1,897,269
無形固定資産		
のれん		2,893,139
顧客関連資産		10,388,702
その他		2,893,330
無形固定資産合計		16,175,172
投資その他の資産		
投資有価証券		9,623,355
関係会社株式		1,927,221
繰延税金資産		128,142
その他		1,543,634
貸倒引当金		△ 20,750
投資その他の資産合計		13,201,604
固定資産合計		31,274,046
資産合計		133,470,988
負債の部		
流動負債		
リース債務		2,070
顧客からの預り金		11,882
その他の預り金		161,963
未払金		6,019,407
未払費用		6,744,050
未払法人税等		3,908,872
前受収益		21,118
賞与引当金		2,110,575
資産除去債務		13,940
その他	※2	623,468
流動負債合計		19,617,350
固定負債		

リース債務	1,172
退職給付引当金	5,235,679
固定負債合計	<u>5,236,852</u>
負債合計	<u>24,854,202</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962
資本剰余金合計	<u>82,095,946</u>
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	24,226,602
利益剰余金合計	<u>24,510,847</u>
株主資本合計	<u>108,606,793</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	9,992
評価・換算差額等合計	<u>9,992</u>
純資産合計	<u>108,616,786</u>
負債純資産合計	<u>133,470,988</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
営業収益			
委託者報酬			33,390,366
運用受託報酬			4,611,539
投資助言報酬			646,058
その他の営業収益			137,072
営業収益計			<u>38,785,036</u>
営業費用			26,393,207
一般管理費	※1		10,162,729
営業利益			<u>2,229,099</u>
営業外収益	※2		11,280,120
営業外費用	※3		51,894
経常利益			<u>13,457,325</u>
特別利益	※4		14,096,622
特別損失	※5		358
税引前中間純利益			<u>27,553,589</u>
法人税、住民税及び事業税			5,843,255
法人税等調整額			△ 716,591
法人税等合計			<u>5,126,663</u>
中間純利益			<u>22,426,926</u>

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

(単位: 千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当中間期変動額						
剰余金の配当						△1,591,892
中間純利益						22,426,926
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	20,835,033
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,226,602

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△142,558	△142,558	87,629,201
当中間期変動額					
剰余金の配当	△1,591,892	△1,591,892			△1,591,892
中間純利益	22,426,926	22,426,926			22,426,926
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額 (純額)			152,551	152,551	152,551
当中間期変動額合計	20,835,033	20,835,033	152,551	152,551	20,987,584
当中間期末残高	24,510,847	108,606,793	9,992	9,992	108,616,786

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

第39期中間会計期間 (2023年9月30日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,963,152 千円
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。	
※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000 千円

(中間損益計算書関係)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
※1. 一般管理費のうち主要なもの のれん償却費 減価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産	152,270 千円 155,138 千円 1,475,775 千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 投資有価証券売却益 金銭の信託運用益	11,020,394 千円 2,513 千円 190,497 千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 投資有価証券償還損 投資有価証券売却損	1,978 千円 883 千円 48,575 千円
※4. 特別利益のうち主要なもの 子会社株式売却益	14,096,622 千円
※5. 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損	358 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(リース取引関係)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料 (解約不能のもの)	
1年以内	1,161,545 千円
1年超	580,772 千円
合 計	1,742,317 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第39期中間会計期間 (2023年9月30日)

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません(注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	12,836,073	12,836,073	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,582,998	9,582,998	—
資産計	22,419,071	22,419,071	—

(注1) 市場価格のない金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	40,356
合計	40,356
子会社株式	
非上場株式	1,927,221
合計	1,927,221

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 金銭の信託	—	12,836,073	—	12,836,073
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,582,998	—	9,582,998
資産計	—	22,419,071	—	22,419,071

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第39期中間会計期間（2023年9月30日）

1. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,341,749	3,156,408	185,340
小計	3,341,749	3,156,408	185,340
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6,241,249	6,403,283	△162,034
小計	6,241,249	6,403,283	△162,034
合計	9,582,998	9,559,692	23,306

(注) 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 40,356千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	33,390,366	4,611,539	646,058	137,072	38,785,036

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,206円86銭
1株当たり中間純利益	662円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ハ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友D S ・外国株式インデックス年金ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、外国株式インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、外国の株式等に投資することにより、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、外国の株式等に投資することにより、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友D S・外国株式インデックス年金ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われません。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑥ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「外国株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間

で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をするこ

とができます。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供

あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範

囲で行うものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第39条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2019年6月28日から2019年12月2日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の8.99の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利

義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支

払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい

ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2019年6月28日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表取締役 松下 隆史

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 橋本 勝

親投資信託
外国株式インデックス・マザーファンド
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第12条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCI コクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方針

（1）投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 主として世界各国の株式に投資し、MSCI コクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。
- ③ 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
- ⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑧ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託『外国株式インデックス・マザーファンド』
〔約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第2条 委託者は、金5,213,511,682円相当額の金銭および自らが委託者として設定する他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）がこの信託と同一性を有するものに限り、以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。）を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の有価証券および金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（次の各号の有価証券に該当するものを除きます。）であって次の各号の有価証券に係る権利を表示するものをいいます。

1. 取引所に上場されている有価証券
2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第2条第8項第10号ハに規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）
3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。
 - イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。ロ. において同じ。）
 - ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいいます。以下同じ。）又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。
 - ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券

- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【信託金の限度額】

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円もしくは1兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託適格有価証券での信託の方法】

第4条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9

項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D S アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第2条の信託により生じた受益権については5,213,511,682口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【追加信託の計算方法】

第10条 追加信託金もしくは、追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会の定めるところにしたがい時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を受益権総口数で除した金額に、当該金額に0.15%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【受益証券の発行、種類および受託者による認証】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③ 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

④ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【運用の基本方針】

第12条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株

- 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
5. コマーシャル・ペーパー
 6. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 9. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 11. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
 12. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といいます。第2号から第4号までの証券および第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第2号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【投資する株式等の範囲】

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【先物取引等の運用指図、目的、範囲】

第16条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション

ン取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図、目的、範囲】

第17条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的、範囲】

第18条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図および範囲】

第21条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第23条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第25条 （削 除）

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属しま

す。

【資金の借入れ】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

【受託者による資金の立替え】

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第32条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成15年5月19日から平成15年12月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第35条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第36条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第37条 追加信託金（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）または信託の一部解約金は当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第38条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額に償還口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払い】

第39条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに受益者に当該償還金を支払います。

【一部解約】

第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.15%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受

託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第47条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年5月19日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役 井上 恵介

受託者 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 高橋 温